日本財団 The Nippon Foundation 助成事業
船の科学館・海と船の博物館ネットワーク

開館五周年記念特別展

海を渡ったキリスト教

―東西信仰の諸相―



開館五周年記念特別展

海を渡ったキリスト教

―東西信仰の諸相―



西南学院大学博物館

西南学院大学

ごあいさつ

西洋で生まれたキリスト教は、国境を越えて地域を問わず各地に広まり、多くの人に受容されてきました。わが国には1549年にフランシスコ・ザビエルが来日したことによりキリスト教が伝来し、四面を海で囲まれた日本には海路を通じて多くの文物がもたらされました。ザビエル自身もゴアから中国を経て、鹿児島に到着し、各領主の援助を受けながら布教をおこなっていきました。

その結果、キリスト教の影響を受けた「南蛮文化」が創出され、日本に新たな時代が訪れます。しかし、こうした状態も長続きせず、豊臣秀吉による伴天連追放令や江戸幕府による一貫したキリシタン弾圧は、多くのキリシタンを苦難に陥れることとなりました。

他方、フィリピンやエチオピア、ルーマニアなどでもキリスト教は信仰され、日本とは異なる歴史的背景のなかで、信仰されていました。これらの地域では特にイコンが数多く作成されていたのが特徴ともいえ、各国で信仰する姿は多様を極めていました。

本展覧会「海を渡ったキリスト教―東西信仰の諸相－」は、キリスト教が日本にもたらされてから、キリシタンによってどのように受容され、信仰されていたのか。また、禁教政策下においてその教えを保持していた信徒の姿を紹介しています。そして、日本以外の非西欧圏において信者たちはなにを拠りどころとし、信仰を続けていったのかを取り上げ、各国におけるキリスト教受容の実相を比較することができる展覧会となっております。

本学博物館は来年５月で開館５周年を迎えます。本展覧会はその記念特別展と位置づけ開催しております。これに先立ち、船の科学館・海と船の博物館ネットワークをはじめ、全国関係機関からご協力を賜りました。関係各位に対しまして御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

2010年11月2日

西南学院大学博物館
館長　高倉　洋彰

開催趣旨

日本は鎖国以前、南蛮・中国・朝鮮半島と交易し、貿易による富を得て発展してきた。貿易の一方で、ポルトガル船やスペイン船を通じてもたらされたキリスト教文化は、当時の人たちを刺激することになり、多くの人に受容され定着していった。四面を海で囲まれた日本において、海路は重要なルートであり、物質的・文化的高揚はもちろん、思想、知識など内面的にも飛躍できる“モノ”を運んできたのは船舶だった。

日本では1549年にフランシスコ・ザビエルが来航して以来、布教が始まり、キリスト教は九州をはじめ各地域へ広まった。一方フィリピンには、1521年にスペイン国王へ派遣されたマゼランがフィリピン諸島に到着し、ローマ·カトリックのミサがおこなわれた。日本ではキリスト教禁教政策がすすめられるが、フィリピンでは植民地政策のなかで、布教が展開される相反する歴史があった。

このように、海を通じてもたらされたキリスト教が諸国においてどのように受け入れられたのか。本展覧会ではキリスト教を受容した日本とフィリピン、エチオピアなど非西欧圏の信仰の実像に迫る。日本キリスト教史を支えた多くのキリシタンたちの姿と非西欧圏の人々の信仰形態を比較しながら、キリスト教の「受容のかたち」を見出していただければ幸甚である。

会　期：2010(平成22)年11月2日(火) ～ 12月11日(土)
主　催：西南学院大学博物館
協　力：船の科学館・海と船の博物館ネットワーク

目　次

ごあいさつ

西南学院大学博物館　館長　髙倉　洋彰　2

開催趣旨　3

目次・凡例　4

本編

Ⅰ．海路を通じて～外国船がもたらしたもの　5

Ⅱ．日本のキリスト教～信仰と弾圧、そして復活へ

1．伝来と受容　11

2．禁教の世　16

3．苦行と信仰　23

Ⅲ．非西欧圏のキリスト教　32

Ⅳ．現存するキリシタン書物　38

論考

寄稿「博多と秀吉の天正禁教令をめぐって」

中央大学文学部元教授　中央大学人文科学研究所客員研究員　清水　紘一　45

「平戸藩の絵踏みと踏絵の写し」

西南学院大学博物館　学芸員　安高　啓明　54

謝辞・講演会　59

出品目録　60

凡例

◎本図録は西南学院大学博物館開館５周年記念特別展「海を渡ったキリスト教―東西信仰の諸相―」〔会期：2010（平成22）年11月2日（火）から12月11日（土）まで〕開催にあたり、作成したものである。

◎図版番号は出品目録番号に対応するが展示順番とは必ずしも一致しない。

◎**本図録に掲載している写真は各所蔵先の許可なく転載・複写することを認めない。**

◎本図録の資料解説および編集は安高啓明（本学博物館学芸員）がおこなった。

◎英文翻訳には中松沙織（本学大学院国際文化研究科研究生）を主担当とし、下記の臨時職員があたった。

◎編集・翻訳補助には、貞清世里（本学大学院国際文化研究科博士後期課程）、早瀬遼子（本学大学院国際文化研究科博士後期課程）、平川知佳（本学大学院国際文化研究科研究生）、中尾祐太（本学大学院国際文化研究科博士前期課程）、小林史奈（本学大学院国際文化研究科博士後期課程）があたった。

I

海路を通じて

～外国船がもたらしたもの

四面を海でかこまれた“島国”日本には、海路を通じて多くの文物が行き交いこれが受容されてきた。貿易を通じてもたらされる舶来品や文化、知識はいつしか日本のなかに溶け込み新しい文化を創出するまでになった。これにあわせて、科学的進歩も遂げ、日本地図はもとより地球規模での地理感覚をもつようになった。外国船からもたらされた文化や知識・教養が日本に定着していったのである。







南蛮屏風に描かれる南蛮船

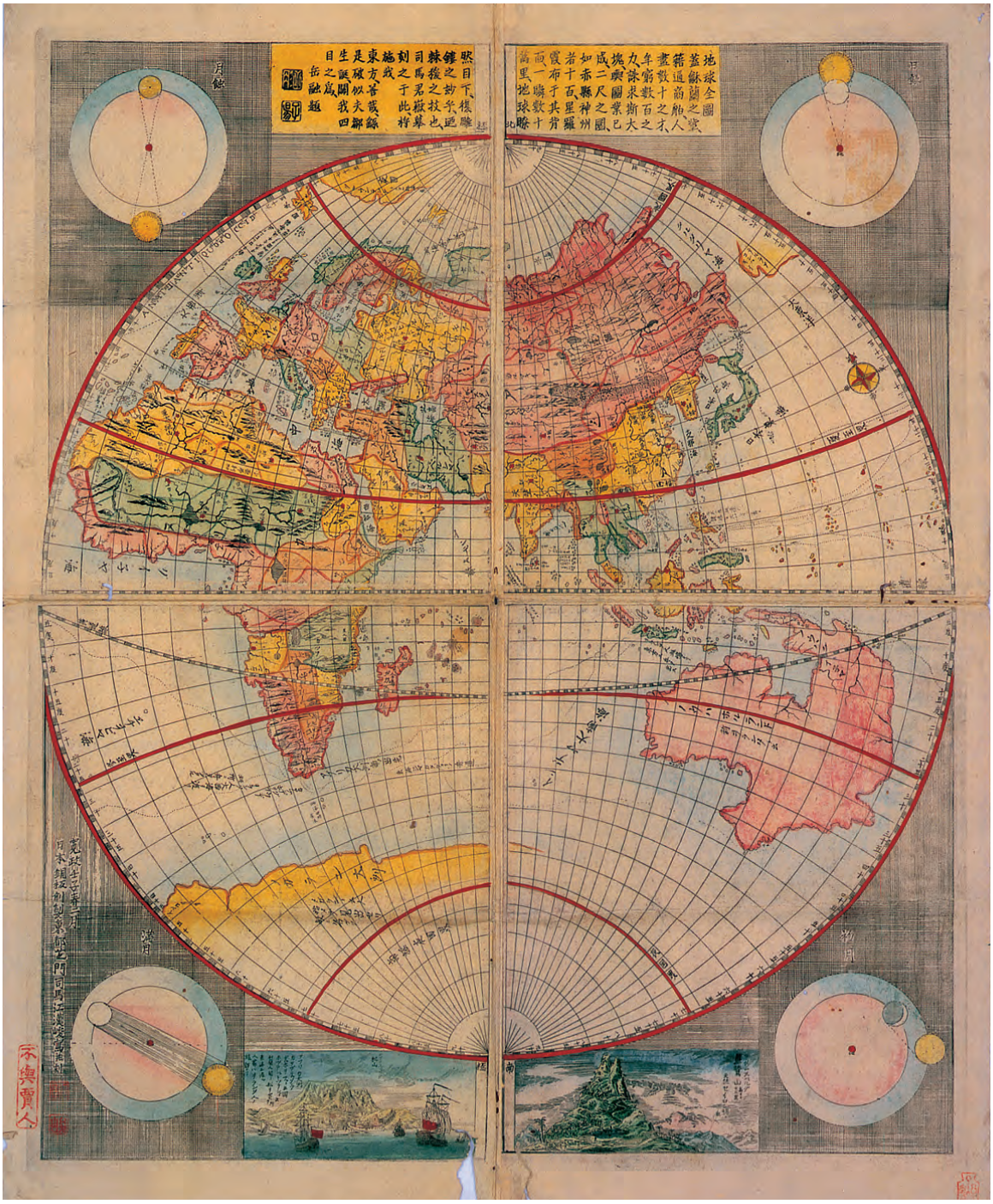
1. ポルトガル船模型

松浦史料博物館

1543(天文12)年にポルトガル人が種子島に漂着したことにより、ポルトガルと日本の関係がはじまる。鉄炮伝来やキリスト教伝播は当時の日本に大きな影響を与え、物質的な富はもちろん文化的向上ももたらしたのである。ポルトガル船は1550年代から定期的に平戸、長崎などを寄港地として日本に訪れ、貿易を展開する。日本との貿易を実質的におこなっていたのはイエズス会で、貿易とともに布教を表裏一体でおこなっていた。寛永鎖国令をもって追放となるまで、日本に多くの文物をもたらし、海外と日本をつなぐ架け橋としてポルトガル船は行き交ったのである。

Model of Portuguese ship

Portugal dispatched a trade mission to Japan and did a lot of trade since 1550s to 1939. Japan imported materials and assimilated European civilization.





日本列島部分拡大

2. 地球全図

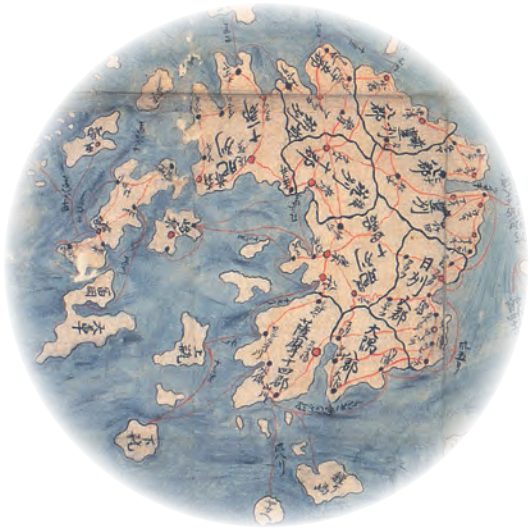
1792(寛政4)年
京都大学附属図書館

蘭学者であり洋風画者の司馬江漢(1747～1818)が地球儀上に世界地図をおとし、各々の国名などを記したもの。日本についていえば「エゾ」(北海道)、「奥州」、「江戸」、「京」、「大坂」、「四国」、「九州」にわけて記している。蝦夷管内には「マツマエ」(松前)・「エトロフ」(択捉)・「クナシリ」(国後)もみられる。画面中央を横に走る「赤道線」、「北極」、「南極」もあり、非常に詳しい世界地図である。日本海のことを「日本内海」、太平洋のことを「日本東海」としている。この地図には天体も記され、右上に「日蝕」、左上に「月食」、右下に「初月」、左下に「満月」を図入りで説明している。

World map

This complete world map was drawn by a Dutch Scholar Shiba Koukan in Edo period.





九州の部分拡大

3. 日本国全図

江戸時代
京都大学附属図書館

蝦夷地（北海道）南下部から九州は琉球、種子島、対馬、さらに朝鮮半島までを網羅した地図。日本を六十六ヶ国二嶋に分割したもので、各領地の国割りなどが明記されている。また東海道をはじめ各街道の要衝となるところを定点でおとして線で結んでいる。福岡については「筑州前」（筑前）は十五郡で、「フクヲカ」・「秋月」・「トマリ」など、「筑州後」（筑後）は十郡で、「柳川」・「クルメ」がある。地図としては不完全なところもみられ、長崎と島原が独立した島で描かれ、位置関係も誤っていることがわかる。

Map of Japan

This map shows the location of southern part of Ezo to Kyushu, and Korean peninsula.



4. 福岡城下町・博多・近隣古図

1812(文化9)年
九州大学附属図書館付設記録資料館

１９世紀初めの福岡・博多の様子を描いたもので、東は崇福寺付近から西は西新町付近まで描き、北は相嶋（あいのしま）から南は大鋸谷（おがや）付近までを描いている。福岡城内や武家屋敷地には居住者の氏名や家紋等が記されており、博多では町名と各町の軒数、「流」や町名の由来などが記されている。山間部についての記載も詳しく、「短日之日之出」・「日之出長日」など時期による日の出の場所の違いを明記している。この資料により、古代から中世、近世と対外関係をもとに発展してきた福岡・博多の様子を知ることができる。

Old map of castle town in Fukuoka and Hakata

This old map of Fukuoka and Hakata was drawn in the early 19th century.



5. 望遠鏡　森仁左衛門作製

1716 ～ 1735年
神戸大学海事科学部海事博物館

望遠鏡(遠目鏡)は1608年にオランダで発明されたといわれる。日本にはイギリス人が徳川家康に献上した1613(慶長18)年にもたらされている。これ以降、長崎貿易を通じてオランダから輸入していたが、軍事用として各地の領主も求めるようになった。日本国内でも望遠鏡を製作するようになり、この望遠鏡もそのひとつである。金色の牡丹に唐草文をほどこしたこの望遠鏡は、長崎の森仁左衛門正勝によるものである。森仁左衛門は享保年間に活躍した人物で、徳川吉宗にも望遠鏡を献上したほどであった。なお、木箱蓋表には「森仁左衛門細工」、裏蓋に「浪速原所持」と記されている。海外からもたらされたものが日本人職人の手によって国産化された事例ということができよう。

Telescope made by Mori Jinzaemon

コラム：「長崎夜話草」によると　Telescope was invented in Holand in 1608. The first telescope in Japan was presented to Tokugawa Ieyasu by an English merchant. Mori Jinzaemon was one of the first telescope craftman in Japan.

コラム　長崎土産 ～遠眼鏡のはなし～

西川如見著「長崎夜話草」には“長崎土産物”という付記がある。これをみると、長崎土産には硝子(びいどろ)や天文道具、造花(つくりばな)、線香などがあげられているが、このなかに“遠目鏡”もある。「眼鏡細工　鼻目鏡、遠目鏡、虫目鏡、数目鏡、磯目鏡、透間目鏡、近視目鏡」の列挙されたひとつとして遠目鏡を確認できる。

1720(享保5)年に刊行された「長崎夜話草」にこれだけの眼鏡の種類が載せられていることは、当時眼鏡(レンズ)を作る技術をもった職人が日本に多数いたことを裏付ける。また、これを作りはじめたのは武芸が達者で、細工技術に長けていた濱田弥兵衛という人物であるということも記されている。濱田弥兵衛は長崎に居住していたもので、蛮国(外国)へ渡って眼鏡造りを学んで帰ってきて、生島藤七に教授して造らせるようになった。これが今日に伝わっていると結んでいる。

海を渡ってもたらされた外国文化や技術はいつしか日本人の職人によって作られ、日本製遠目鏡が登場するまでとなった。日本人職人による技術力の高さから、西川如見は硝子の項において「むかしより今は上手と成てさまざまの器物紅毛の細工に勝れり」と賞賛するほどであった。「日本製舶来品」が紅毛(オランダ)の文物に勝っているという、今日の「ものづくり大国、日本」をほうふつとさせる記述である。

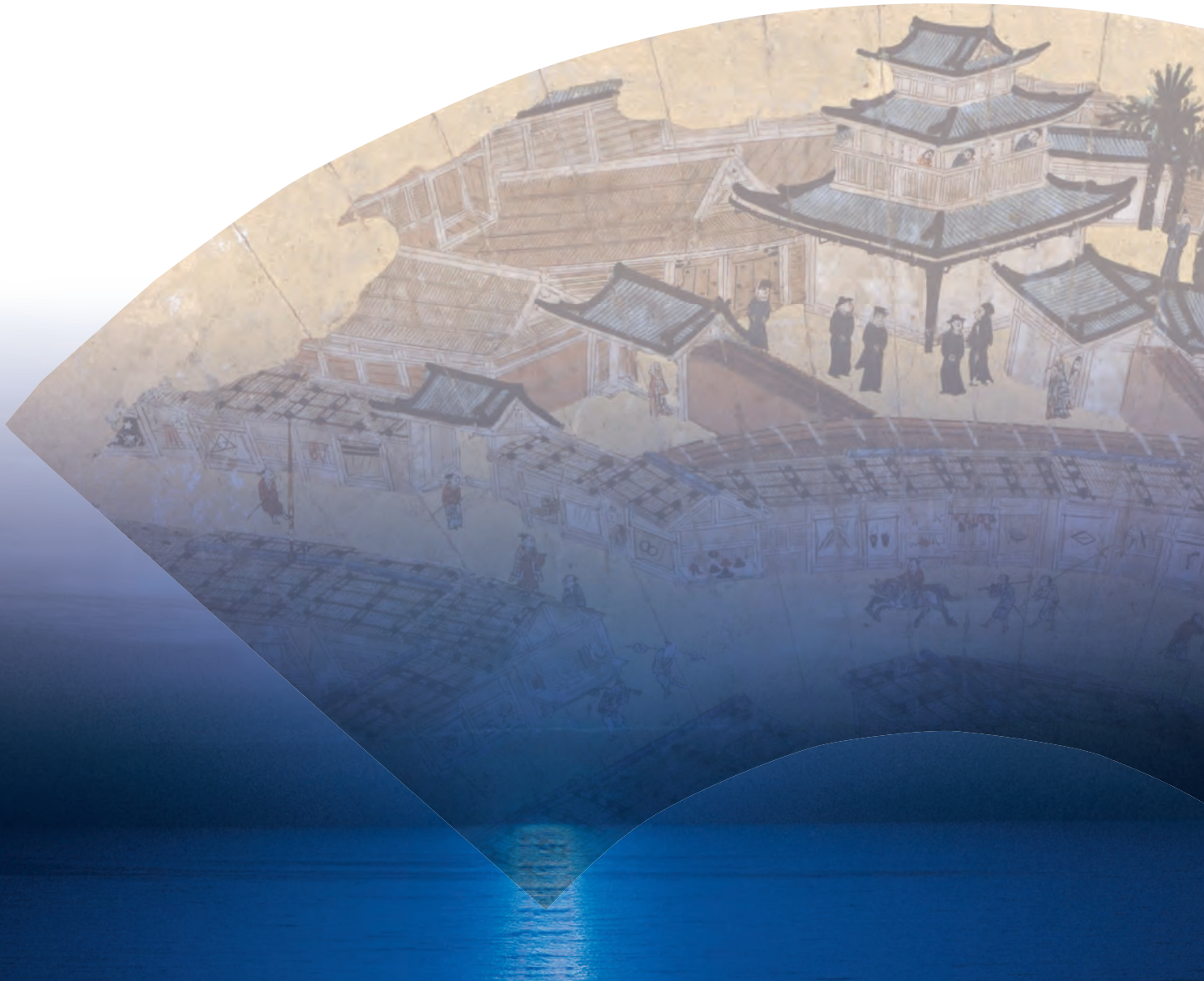
Ⅱ

日本のキリスト教

～信仰と弾圧、そして復活へ

1. 伝来と受容

1549年のフランシスコ・ザビエルが来航して以来、日本には多くのキリシタンが生まれ、南蛮文化ただよう町へと変容した。街中には南蛮寺が建ち、市中には修道士たちが歩き、店にはロザリオが売られる姿があった。日本に新しい息吹が吹き込まれ、新しい文化が芽生えたのであった。





6. 聖フランシスコ・ザビエル肖像(複製)

神戸市立博物館
原品は国指定重要文化財

イエズス会から西洋画の手ほどきを受けた絵師が、銅版画を手本にして描いたもの。ザビエルが列聖した1622(元和8)年より後に礼拝画として制作されたと推定される。両手を胸の前で交差させ、右手には燃え上がる心臓、十字架(磔刑のキリスト)を抱いている。ザビエルの目線は右上の天に舞う複数の智天使(ケルビム)に向かっている。ザビエルの口元には「SATIS EST DOMINE SATIS EST」(十分です。主よ、十分です)と記されている。交差する両手は祈り、燃え上がる心臓は神への愛を示しているといわれる。ザビエルは1549(天文18)年に鹿児島に上陸後、平戸、京都、山口、大分などをまわり、1551(天文20)年に日本を去っている。なお原品は、神戸市立博物館で所蔵され、国指定重要文化財となっている。

Portrait of St. Francisco Xavier (REPLICA)

This portraint was painted as a picture of service after Xavier's death. His hands and burning heart represent a prayer and love to God.



7. マリア十五玄義図(複製)

京都大学総合博物館
原品は国指定重要文化財

1930年に大阪府茨木市のかくれキリシタンの里として知られる下音羽(しもおとわ)の民家の屋根裏で竹筒に入った状態で発見された。正式名称は「紙本著色聖母子十五玄義・聖体秘跡図」。画面中央にはイエスを抱く聖母マリア、下段には光を放っている聖杯とイエズス会の紋章、中央右にはフランシスコ・ザビエル、左にはイグナチウス・ロヨラ、彼らの背後には聖ルチア(右)と聖マティアス(左)の四人が描かれている。外側には左下から時計回りに聖母子の生涯を描いた十五場面を配し、左の五場面は「喜びの玄義」(受胎告知からキリストの成長まで)、上部の五場面は「苦しみの玄義」(捕らわれたキリストから処刑まで)、右の五場面は「栄えの玄義」(キリストの復活からマリアの昇天まで)を描いている。貴重な初期洋風画の作品のひとつである。

The 15 Mysteries of the Rosary (REPLICA)

This early European - Style painting represents the 15 mysteries of the rosary and the devotional image for the holy sacrament.



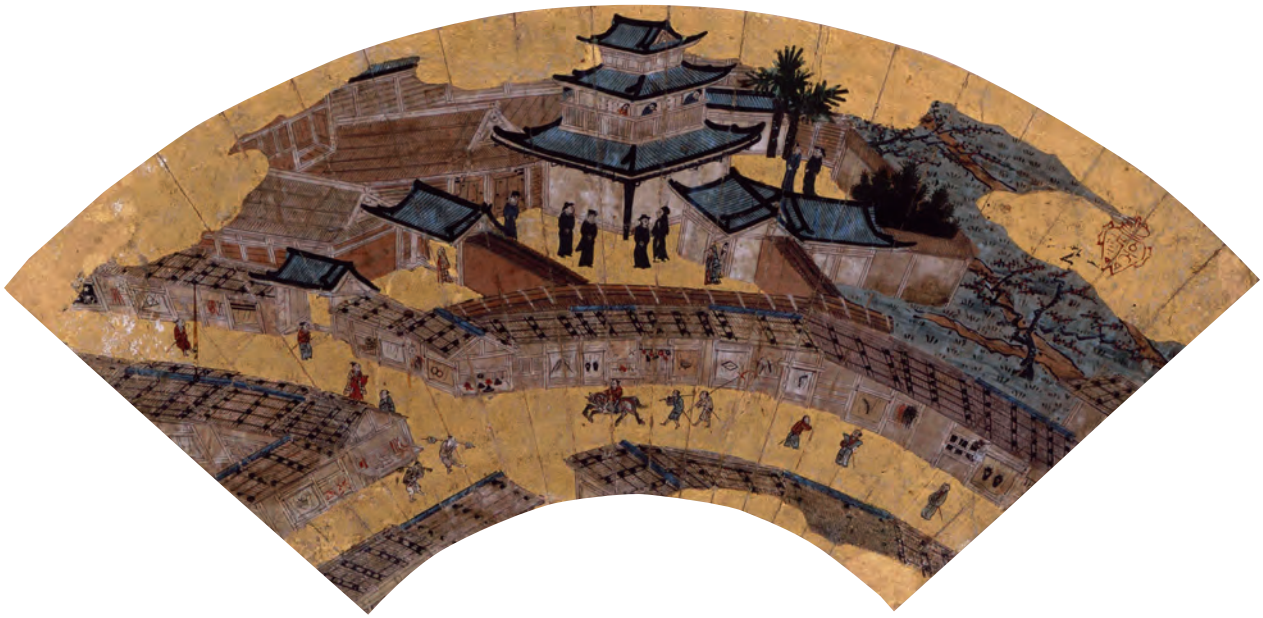
8. 救世主像

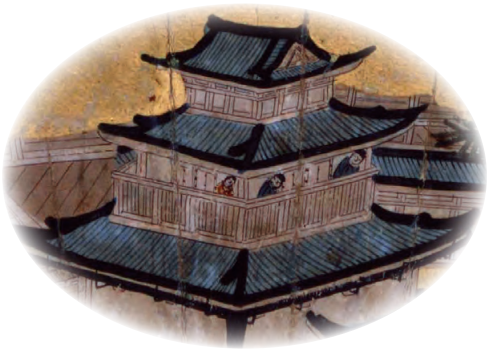
1597(慶長2)年
東京大学総合図書館

大阪府茨木市で発見されたもので、肥前のセミナリヨで作製されたといわれる。右手に十字架をともなった珠をもち、左手で祈りの格好をとる図像は当時の日本で好まれていたものである。画面右下には「ＩＳ　９７」(1597)と記し、裏面には「Ｓａｃａｍ　Ｉａｃｃｏｂｕｓ」という署名がある。この資料は、暗闇のなかにたち、頭光を放っているキリストを荘厳に描いている。宣教師に手ほどきをうけて製作されたのであろうが、日本人画家の水準の高さがここから示される。

Statue of the Saviour

This statue was discovered in Osaka. The image of a prayer with rosary was popular by Japanese Christians.





南蛮寺



南蛮帽子を売る店



修道士たち

9. 都の南蛮寺図(複製)

桃山時代
神戸市立博物館

狩野宗秀(1551～1601)の作品で、南蛮寺を中心に京都の町を描いたものである。イエズス会が京都へ向かい、そこで布教の拠点とした四条坊門姥柳町に建立した3階建ての聖堂を描いている。高山右近の父である図書の支援を受けて、1576(天正4)年に献堂式がおこなわれ、これは「被昇天の聖母教会」と呼ばれた。1587(天正15)年の伴天連追放令を以って破却されるが、それまで教会を中心とした南蛮文化が京都に色づいていた。それをあらわすように門前には南蛮帽子を売る店も描かれている。

Picture of Namban temple in Kyoto (REPLICA)

This picture was drawn by Kano Munehide. The Namban temple was a stronghold of missions.

Ⅱ

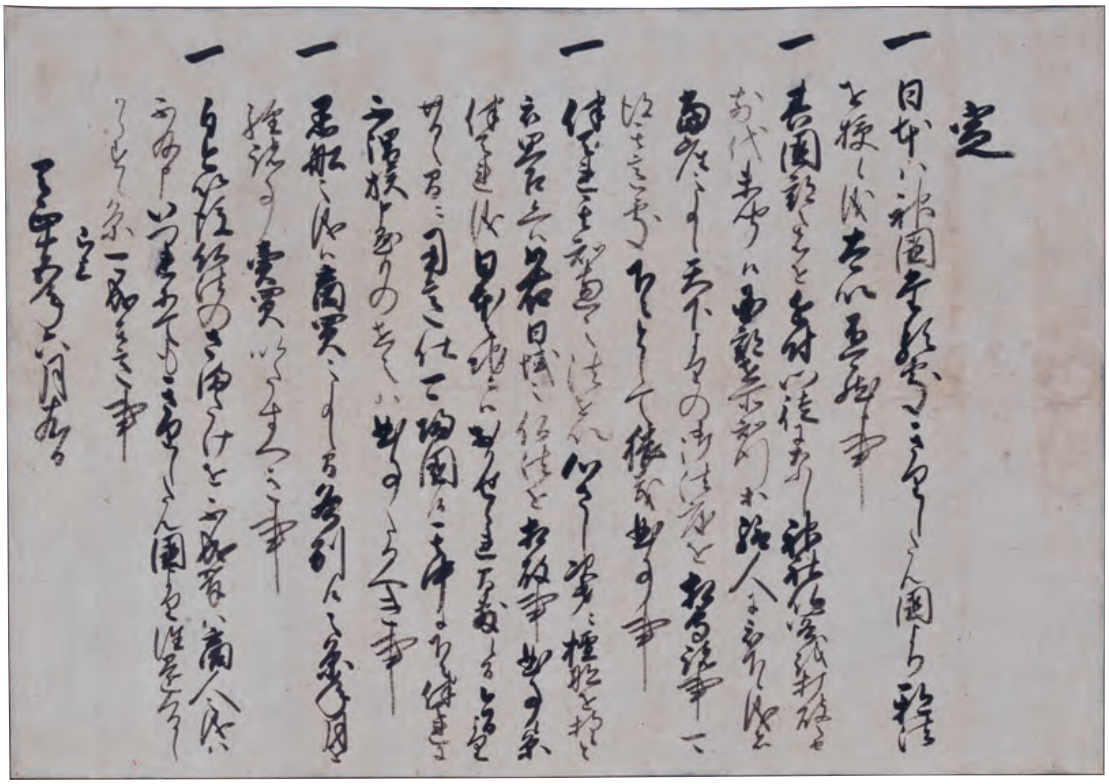
日本のキリスト教

～信仰と弾圧、そして復活へ

2. 禁教の世

豊臣秀吉は博多滞在中に伴天連追放令を発布する。「日本」が神国であることを明確にしたうえで、キリシタンを追放することが明記された。秀吉のこの方針は徳川幕府に引き継がれ、町にはキリシタン制札が掲げられ禁教が徹底される。さらには絵踏みや宗門人別改帳が作成されるなど、徹底したキリシタン弾圧がおこなわれていった。





定

一日本ハ神国たる處きりしたん国より邪法
を授候儀太以不可然候事
一其国郡の者を近付門徒になし神社仏閣を打破らせ
前代未聞候、国郡在所知行等給人に被下候儀は
當座の事候、天下よりの御法度を相守諸事可
得其意處下々として猥義曲事事
一伴天連其知恵の法を以心さし次第ニ檀那を持候と
被思召候へハ如右日域の仏法を相破事曲事候条
伴天連儀日本の地ニハおかせられ間敷候間今日より
廿日の間ニ用意仕可帰国候、其中に下々伴天連に
不謂族申懸もの在之ハ曲事たるへき事
一黒船の儀ハ商買の事候間各別候の条年月を
経諸事賣買いたすへき事
一自今以後仏法のさまたけを不成輩ハ商人の儀ハ
不及申いつれにてもきりしたん国より往還くるし
からす候条可成其意事
已上
天正十五年六月十九日

10. キリシタン禁制定書

1587(天正15)年
松浦史料博物館
長崎県指定文化財

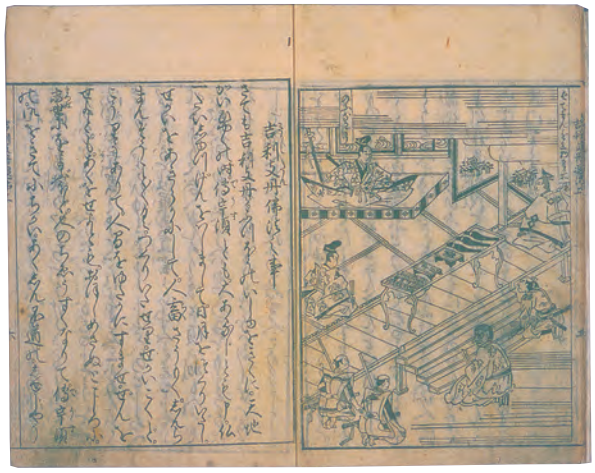
豊臣秀吉が1587(天正15)年6月19日付で発布した五ヶ条からなる禁制で、キリシタン宣教師に対する追放令(「伴天連追放令」)。豊臣秀吉が博多(筥崎)滞在中に発布し、一ヶ条目で日本は「神国」であり、キリシタンを「邪法」と明示するなど、禁教の色合いの強い内容となっている。この一方で、ポルトガル商船の往来を許容したり、「仏法」を妨げない限り、往来を認めるなどの条項を残している。このような矛盾点がみられながらも、この禁教令はイエズス会の布教活動に影響を与えることになった。

Document of the law banning Christianity

The law was issued by Toyotomi Hideyoshi on the 19th of June in 1587.









11. 切支丹退治物語

1665(寛文5)年
京都大学附属図書館

この資料は1639(寛永16)年8月吉祥日と奥書がある吉利支丹物語に挿絵を添えて1665(寛文5)年に刊行したものである。キリシタンがはじめて日本へ渡来したときから始まり、豊臣秀吉の時代、島原・天草一揆のことなどの内容を収めている。島原・天草一揆の終結の翌年に記されていること。キリシタンが俵に入れられ捕えられていたり、その記述内容からもキリシタン禁制の意図を以って作成されたといえよう。当初受け入れられた伴天連たちが、のちに弾圧される一連の禁教政策にいたるまでの顛末を本書によって知ることができる。

History of banning Christianity

This paper was published in 1665 as a reprint of 1639's "History of banning Christianity".



定

一切支丹宗門は累年
御制禁たり、自然不審
成者有之ハ申出へし
御ほふひとして
　はてれんの訴人　銀五百枚
　いるまんの訴人　銀三百枚
　立かへり者の訴人　同断
　同宿幷宗門の訴人　銀百枚
右の通被下へし　たとひ同宿・宗門
の内たりと云共申出品により
銀五百枚被下へし　隠置
他所より顕るにおゐてハ
其所の名主幷五人組迄一類
ともに可被行罪科者也
　正徳元年五月　日　奉行

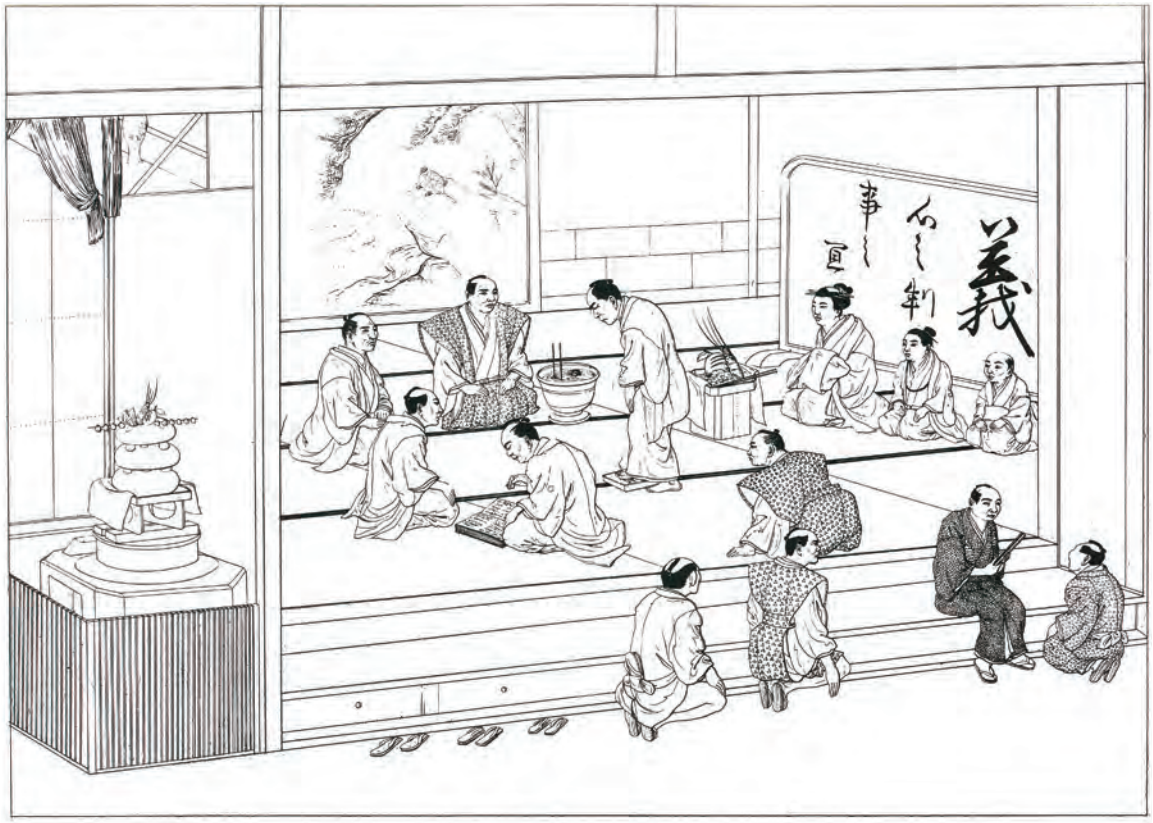
12. キリシタン制札

1711(正徳元)年
西南学院大学博物館

禁教令を受けて、市中には高札が掲げられた。キリスト教の信仰を禁じることはもちろん、伴天連をはじめ宗門関係者がいることを訴え出たものに対しては褒美を出すことを明示している。この正徳元年五月付の制札も同様の内容となっており、伴天連(司祭)の訴人には銀500枚、イルマン(修道士)や立ち帰り者(復教)の訴人には銀300枚、身の回りの世話に当たった同宿や宗門の者の訴人には銀100枚を褒美として与えると書かれている。もし隠しており、他所から明らかになったらそこの名主、五人組、一類へ罪科を処すことが規定された。こうしたキリシタン禁制の制札は明治政府にも引き継がれ、1873(明治6)年に高札撤去が申し渡されるまで掲げられることになったのであった。

Proclamation banning Christianity

This plate which specify the ban on Christianity was displayed in the city.



13. シーボルト「NIPPON」

西南学院大学図書館

シーボルト著「日本」には、日本の風俗や年中行事、名勝旧跡、人物像などを含めて、江戸時代の日本の様子を示す多くの挿絵が残されている。これを描いたのはシーボルトのお抱え絵師であった川原慶賀（種実、登与助）である。川原慶賀はシーボルトの眼として多くの写実をおこなった。本資料は長崎の町でおこなわれた絵踏みの場面を描いたものである。長崎では正月に絵踏みがおこなわれていたが、それを示すように部屋のしつらえが正月の装いとなっていることがわかる。部屋には、絵踏みが正確におこなわれたかを確認する役人のほかに、宗門人別改帳を作成するものなどが配されている。絵踏みは禁教政策としておこなわれたが、のちに年中行事化した地域が多かった。

Siebold "NIPPON"

There are many pictures of Japanese customs, annual events, and famous people drawn by Kawahara Keiga.

片観音開頁　別づくりです

片観音開頁　別づくりです

Ⅱ

日本のキリスト教

～信仰と弾圧、そして復活へ

3. 苦行と信仰

キリスト教を信仰することが禁じられていたなかでも、信仰を保持し続けたひとたちがいた。彼らのなかには、安政五ヶ国条約以降、解禁の訪れのなかでも、これまで潜伏して信仰してきた形態を維持するものもいた。200年以上という禁教の長い年月は、キリシタンたちに不正確な教義を植えつけることとなり、そのかたちを崩せないまま1873(明治6)年の解禁を迎えるのであった。





16. マリア観音像

17 ～ 18世紀
西南学院大学博物館

信仰の自由が許されていなかった江戸時代には、多くのキリシタンが命を落とし、また信仰の拠り所を求めることもままならなかった。十字架やロザリオはことごとく没収され、いつしか中国製の観音像にすがるようになる。観音が「慈母観音」といわれるように、キリシタンたちは観音像をマリア像とみたてて信仰するようになったのである。寺請制度などがおこなわれ、仏教を隠れ蓑にして信仰を続けていけたのは、潜伏キリシタンによるこうした創意があったのである。こうして厳しい弾圧にたえながら密かに信仰を保ち、明治を迎えることになる。そして1873(明治6)年の高札撤去を以って信仰の自由が許されるようになったのであった。

Mary *Kannon*
Under the decree of prohibiting Christianity, images like these were made as objects of devotion.



花十字

17. 教会暦

1867(慶応3)年
清水紘一氏

この資料は1867(慶応3)年の暦で、正月一日から十二月二十九日までの教会暦を太陰太陽暦(邦暦)に換算したものである。本書には書き込みや祝い日の上に「花十字」の記載がみられる。末尾には「浦上村中野郷」の記述があるが、同郷はプティジャン神父が秘密教会を設置した場所であることから、ここで配布されたものと推測できる。禁教下に芽生えた復活教会の存在を示す資料といえよう。

Church's calender

This solar calender shows the revival of the church under the banning Christianity.



18. こんびるまさんのさがらめんとの事

19世紀
清水紘一氏

これは長崎浦上村のキリシタン資料で、1868(慶応4)年版『聖教初学要理』巻之四に収められた「さがらめんと之事」に相当するものである。表紙には十字架を描き、本文冒頭に「こんびるまさんのさがらめんとの事」と記している。綴じ代には竹へらを表裏に二枚あて補強しているほか、壁に掛けておくためか、吊り紐が付けられている。日常的に使われていたことが示され、繁用に耐える工夫がほどこされていることがわかる。

Christian doctrine

This Christian doctrine has reinforce with bamboo spatula and string is applied for hanging.

19. 日繰

1868(慶応4)年
清水紘一氏

長崎浦上村のキリシタン資料で、表紙に「第拾　千八百六十八年　日本慶応四年　日繰　辰正月」とある。裏表紙には所有者と思われる重太郎の記入がある。正月元日から十二月十三日まで編暦されており、元日の「さんぱうろの御主にたちかえり」、末尾の十二月十三日は「どみにか」でおわっている。日付の上に祝い日(花十字と△)の印が木判のように記されている。安政五ヶ国条約後、これら多くの暦が写され、所持されていたことがわかる。

Counting the days

This Church's calender was held by Japanese Christian.



20. 十字架片

19世紀
清水紘一氏

上部と両袖に相当する箇所が破砕して残されているものの、下部は失われている。両端には二段の丸みを付けた飾りがついていたと思われる。形式上は下部が長いラテン式の変形のものと思われる。

Shard of Cross

It is missing the lower part of the cross, but it seems to be a Latin cross which has a longer bottom bar.





21. 袋

19世紀
清水紘一氏

小物入れと思われ、内側にはポケットが付いており、露出したホック状の止め具が両端にある。何が入れられていたのか詳らかではないが、信徒が司祭にロザリオやメダイを求め、教会側でもそれらの需要に応えようとしていたことから、司祭から拝領した聖具が収められていたと思われる。

Pouch

This pouch was probably used as a pouch to hold rosaries and medals.



22. お掛け絵「受胎告知」

平戸市生月町博物館島の館

生月島のかくれキリシタンが所持していたお掛け絵で、「受胎告知」の場面を描いたものである。「受胎告知」は大天使ガブリエルがマリアに救い主の母となることを告げた場面で、キリスト教絵画のなかでよく描かれるものである。時代や地域によって情景設定や描写など異なるが、登場人物はマリアと大天使ガブリエル、あわせて聖霊である鳩(場合によっては神自身)が描かれる。この資料では、聖母に翼をもった天使が対面して、中央の雲上にデウスと思われる男神を配している。聖母マリアには本来描かれるはずのないイエスが抱かれている。禁教下において本来の教義を理解していなかったために、このように描かれたものと思われる。



マリアに抱かれたキリスト

Hanging scroll "The Annunciation"

This is a hanging scroll that Christian of Ikitsuki island held.



23. お掛け絵「天使に囲まれた聖母子」

20世紀
平戸市生月町博物館島の館

神様の姿が描かれた絵を軸装したものを「お掛け絵」といい、ご神体として納戸などに祀られた。お掛け絵はキリスト教聖画をモチーフとしており、この資料は天使に囲まれた聖母子を描いている。三日月のうえにたった聖母マリアと懐に抱かれたイエス・キリストの背後には放射状に赤い光を発している。さらに聖母子の周りにはケルビム（智天使）と思われる天子が配されている。聖母が踏みつける三日月は、「無原罪の宿り」の信仰によるもので、かくれキリシタンのカトリック信仰を裏づける絵画である。



マリアに抱かれたキリスト

Hanging scroll "The Virgin Mary and the Infant Jesus Surrounded by Angels"
The hanging scroll of god's image calls "*Okake-e*". It was enshrined in the closet as an object of worship.



24. お掛け絵「ロザリオの聖母子」

20世紀
平戸市生月町博物館島の館

雲中に三日月があり、そのうえにたつ聖母マリアの懐にはイエス・キリストが抱かれている。また周りにはロザリオが巡らされており、本来ロザリオの大玉がある場所には十字架が描かれている。また、マリアの結った髪にも十字があしらわれている。このように十字を明確に描くようになったのは明治以降に書き換え（お洗濯）がなされたためで、禁教解除を受けてのことであった。

Hanging scroll "Rosary of the Virgin Mary "

The cross has clearly drawn on this hanging scroll. The cross images like these appeared after banning Christianity was lifted.



25. ザビエルのメダイ

16～17世紀
平戸市生月町博物館島の館

メダイはキリシタンの携行品として、信仰の拠り所とされていた。この楕円形のメダイ中央にはフランシスコ・ザビエルが鋳込まれている。胸襟を左右に開く仕草で天を仰ぎ見、後ろからは光がさしている(ニンブス)。また、ザビエルの周りには「ＸＡＶＥＲＩＵＳ」の文字がある。その裏面にはイエズス会の創始者、イグナチウス・ロヨラが鋳込まれている。横向きで胸の前で合掌した姿がみられる。生月島での布教が、イエズス会によりおこなわれていたことを裏付けるものである。

Medallion of Francisco Xavier

The image of Francisco de Xavier was carved on this medal.



26. 聖母子彩色メダイ

16～17世紀
平戸市生月町博物館島の館

蓋付きのメダイで、ここにはIHS(Iesus Hominum Salvator)が刻まれている。IHSは中世、フランシスコ会で使われていたものであるが、のちにイエズス会で広く用いられていた言葉である。楕円形のメダイ本体には聖母たちが彩やかに描かれている。

Coloring medallion of the Virgin Mary and the Infant Jesus

Medallion with lid and the letter "HIS", the abbreviation of "Iesus Hominum Salvator", was engraved.





十字架（キリスト磔刑）



ハシゴがかけられた十字架

27. 聖龕（十字架プレート）

16 ～ 17世紀
平戸市生月町博物館島の館

木製の板に金属板が嵌め込まれたもので、上部には十字架、真ん中にはハシゴがかけられた十字架が浮き彫りされている。下部には唐草模様の装飾がほどこされた金属板が嵌められている。

Christian shrine with Cross

The board of the metal is set in a wooden board. The cross is carved on the upper and the center part.

Ⅲ

非西欧圏のキリスト教

日本が禁教のさなか、アジアを中心とする非西欧圏でもキリスト教は伝えられ布教が続けられていた。日本キリスト教史と共通するところもあれば、これに異なるものもあるなど、信仰の姿は各国さまざまであった。特に信仰心に篤かった人物を聖人化する動きは当時の日本にはありえなかったことである。ここでは日本以外の各国の信仰の姿を紹介していく。





28. 景教僧文青磁壷

13世紀
西南学院大学博物館

中国浙江省の越州窯の青磁で、四面に聖職者像が貼り付けられている。ネストリウス派キリスト教「景教」関係の図像は河北省房山の「十字景教石刻」などで知られているが、聖職者像はこれまで知られていない。西域人の特徴をもつ人物が修道衣を着し、腰を結ぶ紐が前に垂れ下がっている点はフランシスコ会の僧服に通じている。また、唐代の845年に弾圧を受け、衰退した景教が元代に再興していることから、13世紀の作品と推察できる。

Porcelain of *Keikyo* priest

This celadon was made at a famous kiln of Chechiang province in China.



29. 聖フランシスコ・ザビエル像

18～19世紀
西南学院大学博物館

インド・ゴアで作られたザビエル像で、作品の頭頂部にはニンブス(頭光)をあらわすものがある。修道士の日常服(スータン)のうえに白衣のアルバを着ている。また、首の周りに巻きつけたストラの先端には十字架模様がついている。ザビエルは1542年にゴアを訪れ、その後、日本へ向かうことになる。ゴアには1533年にゴア司教区が設立されるが、18世紀になるとプロテスタントの諸教会がインドで伝道をおこなうようになった。1552年12月にザビエルは他界するが、遺体はゴアのボム・イエズス教会に送られた。ザビエルはゴアの守護聖人として多くのひとから崇敬を集めた。

Statue of St. Francisco Xavier

This is a statue of Francisco de Xavier made in India.



30. 聖母マリア「無原罪の宿り」

18世紀
西南学院大学博物館

「無原罪の宿り」とは聖母マリアがこの世に生を受けたそのときから、原罪の汚れから守られているという考えで、聖性に満たされている存在ともいわれるようになった。カトリックの教義としては1854年に正式に認められ、フィリピンの宗主国(従属国への宗主権をもつ国)スペインではバロック期に好まれた主題である。この特徴は雲の上に舞う智天使に支えられ、三日月のうえにたつ姿で表現されるが、この資料からもその形式をうかがい知ることができる。手を合わせて祈る姿は無垢な聖母マリアの表情をよくあらわしている。

The Virgin Mary "The immaculate Conception"

"The immaculate Conception" represents innocence of the Virgin Mary.





31 ～ 32. 聖母マリア

19世紀
西南学院大学博物館

聖母マリアは被昇天(地上の生涯を終えたあと、神の力により天へ昇ること)の後、冠を授けられる。「天の元后」として冠をかぶった聖母の姿はフィリピンでも好まれていた。天の元后として人類救済のためにキリストへのとりなしをおこなうという観念がこの主題の背景にあるといわれる。これをあらわすように、両資料には戴冠した聖母マリアの姿が表現されているのである。

The Virgin Mary

The image of Holy Mother with a crown represents "Empress of the heaven". It is one of the most popular images in Philippine.



33. 聖イシドロ画

19世紀
西南学院大学博物館

中央に農民聖イシドロを配し、背後には牛に鋤(すき)をひかせる羽をもつ天使、横には立膝で手を合わせる信仰者が横向きで描かれている。イシドロ(1070頃～1130)はスペインマドリッド近郊の貧しい小作農の家に生まれ、朝の畑仕事の前には礼拝を欠かさないほど敬虔な信者であった。ある時、イシドロが礼拝のために朝仕事に遅れてくると仲間の小作農が地主に告げ口した。地主が調べると、イシドロの礼拝中、天使が代わって牛に鋤をひかせ、畑仕事を迅速に進めているのを目撃した。またイシドロは地面に杖を突き、水を湧かせるなどの奇跡もおこしたために、守護聖人とみなされ、フィリピンで広く崇敬を集めた。この資料には水を湧かせた場面も描かれている。

Image of St. Isidoro

St. Isidro is well known as a pious Christian. It is one of the most popular images in Philippine.



34. 聖パスカリス祈祷画

1927年
西南学院大学博物館

パスカリス(1540-1592)は聖霊降臨祭の日曜日にスペインの小村で生をうけた。両親は貧しいながらも信仰に篤く、パスカリスも日々の祈りを欠かさない信仰心をもつ若者であった。パスカリスは多くの奇跡を体験し、やがてフランシスコ会に入会する。聖体顕示台の前で長時間過ごす日を送り、のちに聖餐式の聖人とみなされた。貧者のためにひとかけらのパンを増やして全員を満たしたり、病人を治療したりして奇跡をおこし、彼は料理と台所の守護聖人ともされる。カトリックでは彼の存在を模範的なものとして認め、1690年には聖人として列聖された。彼の信徒としての姿をあらわすように、この資料には聖体顕示台が描かれ、台所の竈の上には、修道服にエプロンの姿でたっているパスカリスが配されている。

The Prayer Image of St. Paschalis

Paschalis was canonized for a saint in 1960 as a model Christian. This image shows the appearance of Paschalis as an apostle.

35. 聖ペテロと聖パウロ

19世紀
西南学院大学博物館

使徒の代表格とされるペテロとパウロであるが、本資料には十字架を手にした両者が描かれている。画面左がペテロ、画面右はパウロである。両者の図像は４世紀には描き方が定着しているが、この画像もそれを踏襲している。頭部の後にはニンブス（光輪）が描かれるなど、聖人として描かれている様がみてとれる。

St. Peter and St. Paul

St. Peter and St. Paulo are apostle's representatives. They are drawn with the cross.





36. イコン

19 ～ 20世紀
西南学院大学博物館

ルーマニアのガラスイコンは、農民が冬の農閑期に描く民芸的なもの多いが、この資料はキリスト教の知識を兼ね備えた職業画家によるものといえよう。中央に受胎告知をすえ、その上には三位一体と聖母マリア、その下には聖十字架伝を配している。また画下には龍を倒す聖ゲオルギオスと異教徒を倒す聖ディミトリオスを描いている。これらの絵を配したのは、オスマン・トルコの脅威を受け続けたルーマニアの歴史が背景にあると思われる。宗教観は歴史的背景を受けて形成されることが多いが、このイコンもその特徴をうけて作製されたものと位置付けられよう。

Icon

The Rumanian glass icon is usually drawn by farmers. However, this material was executed by a proffessional painter who had the knowledge of Christianity.

Ⅳ

現存するキリシタン書物

キリシタンたちは多数の教書類を没収され、これらは明治政府が保管するところとなる。1960年代に外務省が大量の公文書類を廃棄しようとしたのを目の当たりにされた外務省百年史編纂委員会委員の稲生典太郎博士がその一部を救出。これら浦上村キリシタン資料は、キリシタン研究に従事する現所蔵者に引き渡された。当時のキリシタンの息遣いが伝わるこれらの貴重な資料群は、今後の文化財保護の機運の高まりを期待して紹介する。







37. けれんとの御おしえのれやく

19世紀
清水紘一氏

一枚目には「しわんの庄太」の書き込みがあり、本文冒頭には「きりしたんの御おしえのれやく」と記入されている。慶応四年版『聖教初学要理』巻之二の「切支丹の御教之略」全文に相当する。このなかには大浦天主堂（日本二十六聖殉教者天主堂、1864年竣工）の草創期のスケッチも収められている。稚拙ではあるが、今日とは異なる当時の教会堂の姿がわかる。

Christian Note

The full text of 1868's Christian doctrine.



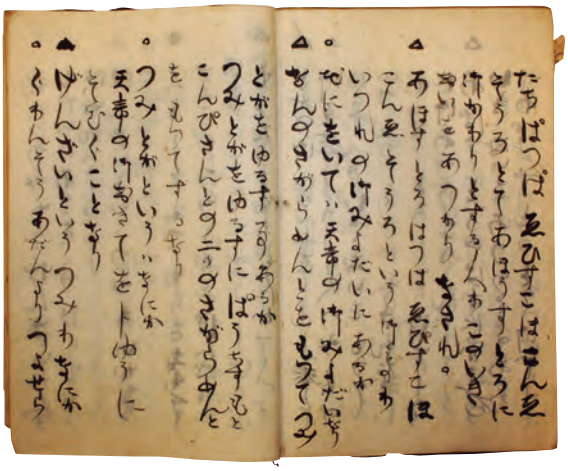
38. 御おしゑのりやく

19世紀
清水紘一氏

慶応四年版『聖教初学要理』巻之二の「切支丹の御教之略」の全文に相当する。本書は異筆の断簡があるとともに、天地逆に綴じ込んでいるものもある。最初の２枚には墨汁痕で汚損されており、ほかの文書を墨筆した際、その下敷きとされたと思われる。綴じ代には花柄の布片をあてているが、これは繁用にそなえた処置と思われる。

Christian Note

A note of Christian doctrine translated into Japanese in 1868. The binding with cloth seems to be a treatment for frequent use.



39. たつときものがたりの事。天地のはじまること

19世紀
清水紘一氏

慶応四年版『聖教初学要理』の巻之一「切支丹来歴」の前半部に相当する。本書の収める各題名から旧約聖書の創世記に相当する。これも教会側から配布されたものと思われる。

Christian Note

This book is about Genesis of the old Testament. It was distributed by church.



40. 山川市五郎メモ帳

1868(慶応4)年
清水紘一氏

表紙に「慶応四年辰正月　山川市五郎　第八」、裏表紙に「誌之　市五郎」とある。山川市五郎の習字を兼ねたメモ帳と思われる。帳面の最初には「モロモロノオラシヨ Oraciones」などの書き込みがある。

Christian Note

A Japanese Christian used it as a note and practice of penmanship.



41. あさのもうしあけ

19世紀
清水紘一氏

明治元年十月版「聖教日課」冒頭の「あさのもふしあげ」と「夜の申上」の一部に相当する。一枚目の上部には所有者と思われる「茂左衛門」という書き込みがみられる。

Christian Note

Opening part of the Christian doctrine written in 1868. The owner of this book wrote his name on the first page.



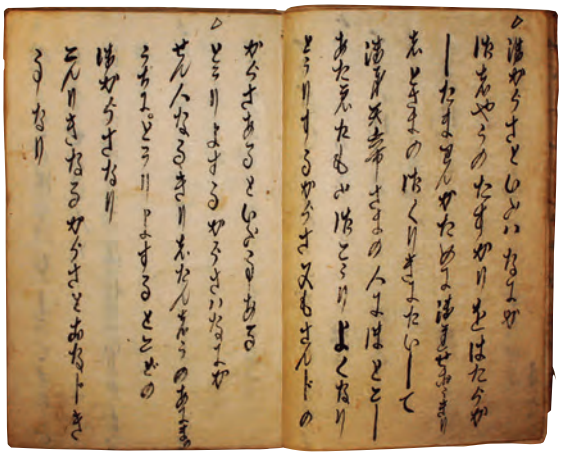
42. 御十字架之道行

1868(慶応4)年
清水紘一氏

表紙に「第拾三　慶応四年辰五月吉日　御十字架之道行　高木敬三郎」、裏表紙に「浦上村辻」の書き込みがある。浦上村の潜伏キリシタンが所有していたものと思われる。本書には黒縞状の「罫線かわりの中敷」が挿入されており、これは筆記する際に利用されたものと思われる。

Christian Note

"Way of the Cross" drawn by Takagi Keisaburou. It refers to the passion, death, burial, and resurrection of Jesus.



43. がらさの心

19世紀
清水紘一氏

慶応四年版『聖教初学要理』巻之三の「がらさおらすしよ之事」に相当する。表紙には「第拾四　がらさのこころ」、裏には「辻　佐平」とある。辻とは浦上山里村本原郷字辻と思われ、この地域には多くのキリシタンが潜伏していた。

Christian Note

A note of Christian doctrine translated into Japanese in 1868.



44. さからめんと事

19世紀
清水紘一氏

慶応四年版『聖教初学要理』巻之四「さがらめんとの事」前半部に相当する。表紙には「第拾五　さからめんと事」とある。冒頭は「さからめんとの事」ではじまり、「御みさの事」などを収めている。

Christian Note

A note of Christian doctrine translated into Japanese in 1868. The first part of this book is about sacrament of Jesus.



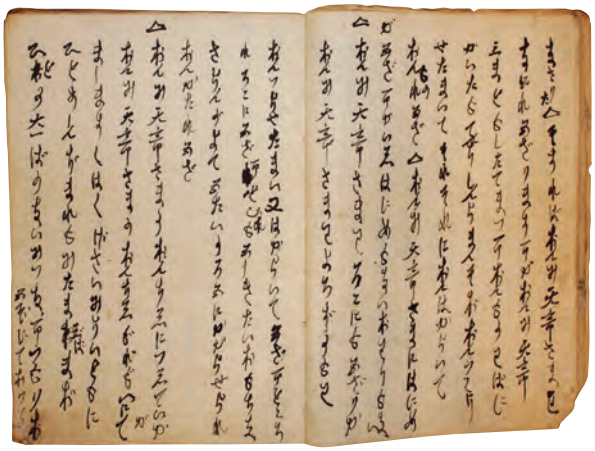
45. 日繰

1868(慶応4)年
清水紘一氏

表紙に「第拾六　千八百六十八年　日繰　辰　正月」とあり、標題の日繰の上に、手書きで花十字が記されている。本文冒頭には「御主降誕千八百六十八年日本慶応四年辰正月小」とあり、西暦と和暦を対照させた記述がみられる。

Christian Note

The first part of this book is about the "Counting the days" and there is a comparison of Japanese and Christian Era.



46. けれんど

19世紀
清水紘一氏

表紙に「第拾七」とのみ記入されている。冒頭部は「あなたはきりしたのいち人れござるまするか」と、稚拙な筆跡で書かれている。『聖教初学要理』巻之二「けれんど切支丹の御教之略」の内容を伝えている。

Christian Note

A note of Christian doctrine translated into Japanese. A basic creed of Christianity is written.



47. 十かい

19世紀
清水紘一氏

表紙は「第十八　十かい」と記され、表記のしたに「＋」と記され、上下対となっている。冒頭は「きりしたんの御きよきのりやく」とあり、十戒について解説している。

Christian Note

This note is about "The Ten Commandments" of Moses.



48. 御みさのおらしよ

19世紀
清水紘一氏

表紙には「御みさのおらしよ　✝　第拾九」として中央に十字架を描いている。本文は「二月下旬」からはじまり、ラテン語で「印のみね派地理す。絵とひりいえとすびりとさんちあめん」と続いている。

Christian Note

A note of Christian doctrine translated into Japanese. The cross was drawn on the cover of this note.



49. 御くるすの道行

1868(慶応4)年
清水紘一氏

冒頭には「御くるすの道行、あるいハみくるす十四のれいじよふ」にはじまる。明治六年版『くるす乃みち行』の全文に相当する。これは慶応4年5月にすでに信徒間で転写されていたことを示す資料である。

Christian Note

A transcribed note of Christian doctrine translated into Japanese in 1868.



50. 八ツのおらしよの事

19世紀
清水紘一氏

冒頭は「一立つときゆかりしちやのさがらめんとをうけ奉ささきにもうしあげ奉おらしよ」にはじまり、以下「ひですのおらしよ」ほかの祈祷文を収める。末尾には「日本長崎肥前　山里村中野和礼前宝通上迄仕儀等一梅　永岩」、裏表紙に「西海道肥前こコ　長崎前」と記す。

Christian Note

A note of Christian doctrine including invocations.



51. 聖教日課

1868(慶応4)年
清水紘一氏

表紙には『聖教日記』とあるが、明治元年版の同書とは内容が異なる。最初の頁に「御主ヨリ一千八百六十八年慶応四年辰三月九日　岩永」と記している。岩永はおそらく所有者であり、西暦に対応する和暦を記している。

Christian Note

A calendar of Japan which corresponding to the Christian era is written. The name of the owner is written on the first page.



52. びんせいの事

1868(慶応4)年
清水紘一氏

表紙に「第弐拾六　びんせいの事　慶応四年　辰　正月吉日」の記述がある。裏表紙には所有者と思われる「九州肥前国彼杵郡相川徳三郎」の記入がある。これは「聖人じわんねす」に関する記事であり、翻訳のための予備作業で記されたと思われる。キリシタン用語への関心の高さがうかがわれる。

Christian Note

A note of Christian doctrine translated into Japanese in 1868.



53. こんちりさん之事。こんびさん之事。つみとが之いづみ之事。天にましますの事。さいごのすすめ之事

19世紀
清水紘一氏

標記の四冊の合本で、太紐で頑丈な造りとなっている。山本市蔵という人物が「八佐へ門内」へ教書類を配布しており、これが逐次転写されるなどして学習されていることがわかる。

Christian Note

Poeple copied this note one after another to study Christian doctrine.



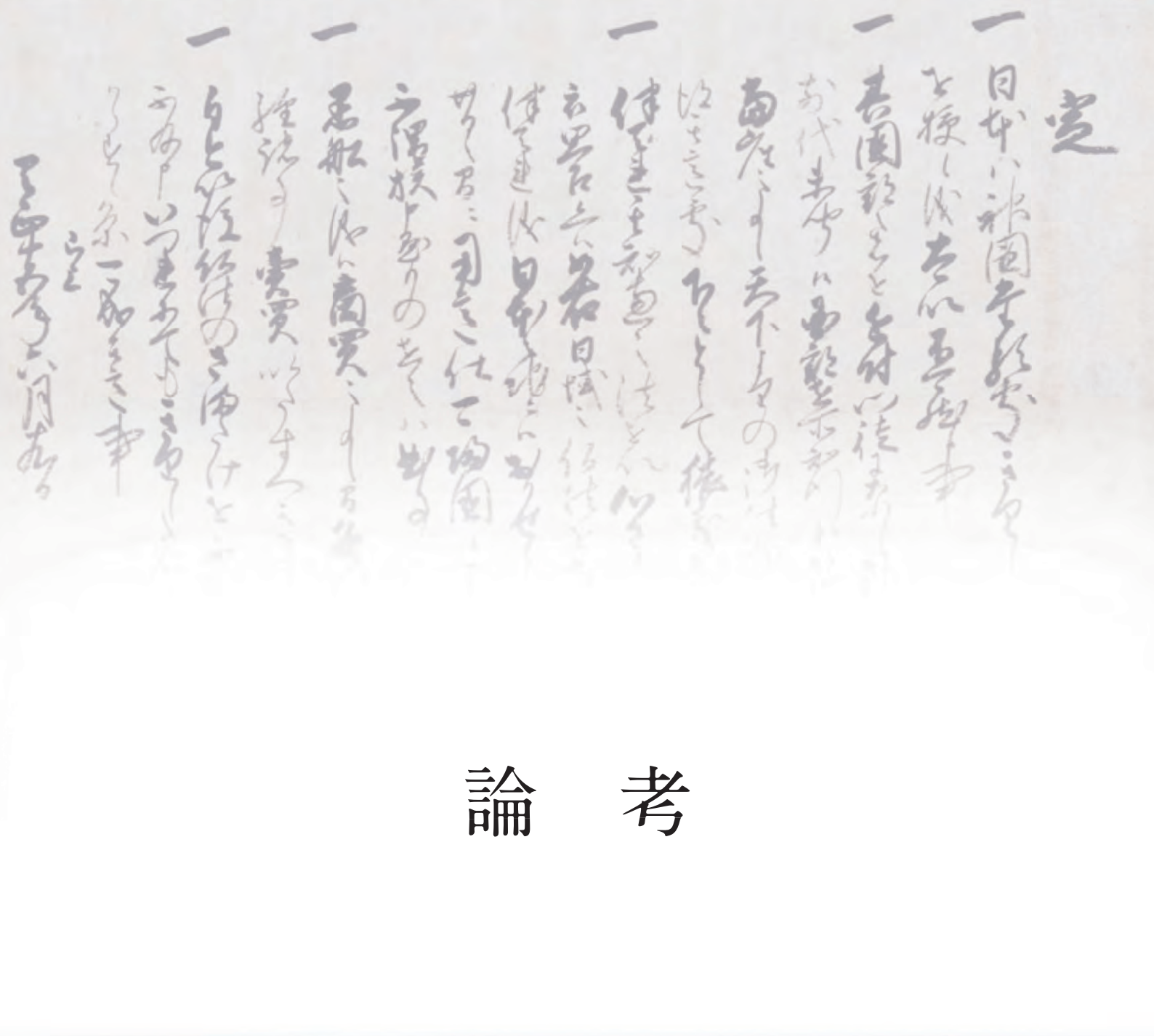
54. 拾七ヶ之事

19世紀
清水紘一氏

冒頭の「人の上に大事の中の一大事いふわあにまのたすかるとの事」の書き出しから、本書が「こんちりさんの略」であることがわかる。原書は1603(慶長8)に刊行され、のちに写本のみが残された。本書には全文が収められているが、誤脱も散見される。

Christian Note

This is a transcription of Christian doctrine in 1603.



論　考

寄　稿

博多と秀吉の天正禁教令をめぐって

中央大学文学部元教授　中央大学人文科学研究所客員研究員
清水　紘一

はじめに

天正禁教令について、小文では関白・豊臣秀吉が九州平定後キリシタン宗門に対し、天正15年（1587）6月18日付で発令した覚11か条と、19日付定5か条の制禁令を取り上げる。いずれも筑前筥崎で出されたものであるが、18日付覚では「伴天連門徒其者の心次第」「八宗九宗（の一つ）」としながら、19日付定では、キリシタン宗門を「邪法」とし、宣教師の「二十日」以内の日本退去を命ずる布教禁止令となっている。

秀吉がわずか「一日」で「容耶蘇」から「排耶蘇」へ、キリシタン政策を急転回させた理由は何か。戦前から、多くの先学が諸説を提示してきた。

代表的な学説としては、海老沢有道氏ほかにより主張されたキリシタン教会の本願寺的性格説がある(1)。同説については、キリシタン教会（教界）が重視した組織的な紐帯について、反体制的な「一揆」と判断した豊臣政権が禁制に踏み切ったとするもので、最近の論文でもその点を重視する見解がある(2)。

小文では、同上の問題点について全てを否定するものではないが、天正禁教令を検討すると、類似点とともに「相違点」が特記されており、秀吉が19日付定で「日本ハ神国たる処」と立条するに至った過程と背景が再検証される必要があると考える。

この問題については、成立期の秀吉政権が内包した諸課題の他、初期教会が採択した「宣教」方式などに複雑な関連性があり、大航海時代の「光と影」(3)に目配りをした多面的な考証が求められる。

小文では秀吉の天正禁教令について、6月19日に至る諸過程を概観し、秀吉の「博多基地化構想」と、イエズス会の初期教会における「垂直型伝道」方式、「キリシタン大名領」の諸問題など、それぞれの若干を跡付ける。

一　秀吉政権とイエズス会

最初に九州平定前の秀吉政権とイエズス会との関係について、関連史実を概観する。

1　秀吉の関白任官（天正13年）

秀吉は天正10年6月の本能寺変後、織田政権の有力武将を制圧して急速に台頭し、13年7月11日には正二位関白の宣旨を正親町天皇から取得している。

関白については、周知のように天皇を補佐して政務を行う朝廷内の重職である。

秀吉が受給した宣旨については、「原本」が備中足守の木下家に残されており、本文を「権大納言藤原朝臣／淳光　宣、奉　勅万機／巨細宜令内大臣／関白者」とするもので、内大臣・秀吉が左右大臣を飛び越えて関白に補任されたことが知られる(4)。

戦国末期の天皇・朝廷が衰微を極め、形骸化していたことは多くの史料から知られている。その朝廷に秀吉が急速接近した政治的理由については、前年徳川家康と尾張・長久手に戦って破れ、征夷大将軍任官（幕府開設）への途を断たれたことにある。

以降秀吉は「武家関白」として「権威」を高め(5)、「叡慮」（天皇の権威）を最大限に利用して大名間の私戦停止を命ずる「惣無事令」を出し、統一事業を推進した。

ここでは秀吉の関白任官以前における天皇と朝廷内のキリシタン観について、明確に「否定」されている史実を確かめておこう。秀吉を関白に任じた正親町天皇は、永禄8年（1565）7月5日「大うす逐払」の女房奉書を発給している。また永禄12年4月足利義昭が教会保護令を認可すると、同月25日には追放を主旨とする「綸旨」を出し将軍義昭に通達している(6)。

2　イエズス会と秀吉政権（天正14年）

イエズス会は、天文18年（1549）フランシスコ・ザビエルの来日以降西日本を中心に布教活動を行い、キリシタン教義による「霊魂救済」事業を精力的に展開した。そのあり方は、初期の「ヨコ型伝道」（未信徒個人に対する伝道者の「人格と教義」による教化活動）から、キリシタン大名を獲得すると、領主権を背景とする「タテ型伝道」（上からの伝道）を採択し併用する。小文では前者を「水平型伝道」、後者を「垂直型伝道」と呼んでおこう(7)。

イエズス会は、天正8年（1580）4月27日付で、肥前大村領主の大村純忠・嘉前父子から「長崎・茂木」の寄進を受け、ついで12年3月24日島原の戦いで龍造寺隆信を敗死させた有馬鎮貴（晴信）から「浦上」の贈与を受けた（後年の「公領長崎」）。

以降長崎は日本イエズス会の知行地となり、ポルトガルの定航船が入港するキリシタン宗徒の町として発展する。

大村純忠と有馬鎮貴は、イエズス会の宣教師から受洗したキリシタン大名として著名であり、「霊魂救済」事業を重視し、宣教師の指導を受けて領内の民衆教化と寺社破壊を推進した。

イエズス会の指導者はガスパル・コエリュ Gaspal Coelho副管区長であるが、畿内で急速に台頭した秀吉との接触を求め上坂。14年3月16日大坂城で謁見している。

秀吉はコエリュ一行を歓待し、大陸出兵（「朝鮮とシナの征服」）を明言してイエズス会の長崎領安堵（「長崎の港は教会に与え、そのために予の署名入り（の保証状）を授けよう」）と伝えている(8)。

ついでイエズス会は秀吉から、同会を保護する主旨の朱印状を5月4日付で取得している。

日本文は残されていないが、イエズス会の記録（再訳文）は次のようである。

> 伴天連らが日本中、いずこの地にも居住することに関して予はこれを許可し、かれの住院に兵士たちを宿泊させる義務ならびに仏僧らの寺院に課せられているあらゆる義務から彼らは免除される特権を付与する。彼らがそのキリシタンの教えを説くにあたり、乱妨狼籍あるまじきこと。
>
> 天正十四年五月四日　秀吉　Fideyoxi(9)

以上からイエズス会は、日本における居住権と、教会堂への賦課免除（兵士宿泊施設としての会堂接収など免）、宣教への保護が認可されたこととなる。

同法について付言しておけば、特許状は永禄3年（1560）将軍足利義輝がイエズス会に発給した制札文(10)、永禄12年4月8日織田信長、同年4月15日付足利義昭制札ら武家君主により発給された特許状が踏襲されたものである。いずれも「居住権」の保障を主旨とし、宣教師に対する乱暴・課役を禁ずるものであるが、永禄8年以降正親町天皇の上記追放令と対立する法制となる。

秀吉の「特許状」については同状発給の時点で、当時在位していた正親町天皇（天正14年11月7日譲位）の勅命（伴天連追放「綸旨」）に顧慮した形跡は知られていない。

秀吉にとっては、この時点で、歴代の足利将軍が認可したキリシタン政策を踏襲し、武家政権の正統後継者としての地位と、イエズス会が保持したポルトガル船との「パイプ」機能（日葡貿易）に、多大な関心を寄せていたことが推察される。

天正14年の特許状については、関白秀吉が宣教師に対し「日本国中」の「居住権」と「賦課免除」を認可したほか、従来の制札には記されていなかった「宣教活動」の保障を盛り込んでおり、イエズス会には従前以上の「特権」を認めた法となった。

同法は、特に秀吉の領国（勢力圏）において効力を発揮する。

イエズス会は岡山の宇喜多秀家や安芸国を本拠とする毛利輝元に秀吉の朱印状を提示し、それぞれから領内布教の許可状を取得している。特に毛利氏の領国ではイエズス会士の入国に厳しい姿勢を見せていたが、秀吉発給の保護状を提示することにより同国での宣教が保証されたこととなる。

すなわち関白秀吉発給の保護状と大名領主発給の許可状が結合され、キリシタン教会保護の重層的な法体系が構築されたことが知られる(11)。ゆえに同保護状は、博多で秀吉が「排耶」政策に舵を取る時点で、「桎梏」として意識されることとなる。

二　博多再建と基地化構想

天正15年3月1日秀吉は薩摩の島津氏を討つべく大坂から出陣し、日向口と筑前・肥後路に軍勢を分けて進軍。5月8日薩摩泰平寺で島津義久の降伏を認め、6月7日筑前筥崎に凱旋している。

秀吉は本陣を筥崎八幡宮におき、平定事業の仕上げというべき戦後処理と、博多再建に着手。6月18日以降、伴天連追放に関する一連の制令を発布する。

1　戦後処理の問題

九州平定後の秀吉の課題は、①同地を戦功のあった諸将に分割し九州の豊臣体制を「五畿内同前」に築くこと。②戦前から毛利氏など有力大名に通告していた朝鮮出兵（「高麗御渡海事」(12)について、道筋を付けることなどにあった。

うち九州の国分については、7月2日秀吉が大坂に向けて博多を出立するまで逐次朱印状などにより確定された。その過程においては、イエズス会領長崎の帰属について検討されたことが推定される。

何故なら秀吉は側近の施薬院全宗を肥前深堀に送り、長崎の内貞を進めていたことが「深堀文書」から知られている(13)。

全宗は比叡山の復興に努め、「豊臣太閤創業のはじめより常に幄中に侍して恩遇他にことなり、いふところかならずきかれ、望むところかならず達す」(14)と伝えられた秀吉の寵臣であった。

九州平定にあたり全宗も従軍したが、秀吉の本隊とは別行動をとり、肥前深堀(長崎湾内)に滞在し、領主・深堀純賢(茂宅)の家老・峯六右衛門宅に止宿している。

全宗が深堀に向かった理由について、フロイスは秀吉が命じた「有馬における美人狩り」(15)としているが、教会領長崎・大村純忠と長期にわたり抗争した深堀氏から、キリシタン大名領国の諸情報を詳細に収集したことであろう。

2　博多基地化構想

次の問題は、「大陸出兵」に関する秀吉の思惑である。秀吉は島津氏の帰服後、戦火で荒廃していた博多の再建と、同地への外国船の集中、御座所としての築城と軍事指揮について、一連の指示を下していたことが知られる。

小文では秀吉の上記の思惑について、「博多基地化構想」と呼んでおこう。その実施過程については以下に見てゆくが、結論からいえば、秀吉が描いた構想のうち「博多再建」については着手され、その他は先送りないし中止されている。

但し、大陸出兵については肥前名護屋に御座所が築かれ、「文禄の役」本営として後年に実現されることを付言しておこう。

関連史料については、次のようである(16)。

①(天正15年) 5月9日付こほ〔大坂城・老女〕あて秀吉書状

一二三日中にかこしまへこし国のしをき申つけ廿四日五日ころにはちくせん国はかたへこし大たう・なんはんこくのふなつきにて候まま城をちやうふに申つけ、人しゆのこしおき申へく候事

一かうらい国へ御人しゆつか(はし)かのくにもせひはい申つけ候まま、そのあひたはかたにとうりう申へく候事

②天正15年5月13日付羽柴中納言〔豊臣秀長〕あて秀吉朱印状

一肥後・筑後・筑前三ケ国には城を拵城主それぞれに被仰付被入置博多の近所に御在所御普請可被仰付候条、其方は備前少将・宮内中務法印・蜂須賀阿波守・尾藤左衛門・黒田勘解由右之者共として日向・大隅・豊後城普請可申付候、並不入城はわらせ可然事

③(天正15年) 5月15日付遠藤大隅守胤基・同左馬助あて秀吉朱印状

一右の外者国之置目等被仰付御暇明次第筑前国至博多相移彼地自大唐・南蛮国船付候間城丈夫被仰付其内に高麗国へ差遣人数可加成敗事

④(天正15年) 5月15付加須屋内膳正数政〔糟屋武則、賤ケ岳七本槍〕あて秀吉朱印状

一然上爰許被成御逗留国々置目等被仰付御暇明次第筑前国至博多被移御座御地自大唐・南蛮国之船付候間丈夫に城普請可被仰付候、然者高麗国へ被差遣人数可被成御成敗事

⑤(天正15年) 5月29日付ねね〔秀吉正室〕あて秀吉書状

昨日さつまのくによりひこのくにまてひき申候間御心やすく候へく候、六月五日ころにちくせんのくにはかたまて参可申候、これははやはんふひき申候、大さかへははんふみちにて候、はかたにてふしん申つけ六月中にて候か七月は十日ころに大さかへかへり可申候、御心やすく候へく候、ゆき・つしまのくにまて人しちをいたししゆし申事、またこうらいのほうまてにほうの大いりへしゆし可申よしはやふねをしたて申つかわせ候、しゆしん不申候ははらいねんせいはい可申よし申つかわせ候、からこくまてていにいれ我等一このうちに申つく可候

(下略)

⑥天正15年6月1日付本願寺〔11世顕如〕あて秀吉朱印状

一筑前・筑後両州小早川ニ被仰付候、然者博多津大唐・南蛮・高麗自国々船着候間殿下号御座所普請申付為留守居小早川在城候事

一高麗国事以対馬者色々御調物を備重々人質を可致進上由雖思望候御調物等事不入儀候、我朝の覚候間高麗国王可参内候旨被仰遣候、若於滞者彼国へ相越人数被相究成敗候事

⑦天正十五年六月一日付田中吉政〔豊臣秀次付、在京〕あて秀吉朱印状

一筑前・筑後小早川被下候、然者博多被移御座大唐・南蛮船着候間彼地被相定御座所

御普請被仰付小早川ニ両国被下候間為留守居可被作置候事

以上から秀吉は、九州平定後の課題として「国分」のほか博多津の再建にあたり、殿下御座所に加え、「大唐・南蛮・高麗」の船着場造り(「官貿易」体制の創出)を企図したこと。ついで高麗国王の来日・参内、拒絶された場合の「来年」出兵などを令達したことが知られる。

殿下御座所には、軍事用の本営の意味が込められていたことであろう。外国船の船付場構想には、特にポルトガル貿易の独占掌握の権力意志があり、その延長上に大陸出兵における兵站基地化と、「官貿易体制」創出の思惑があろう。

3　構想の実施過程

6月14日、15日の秀吉の動向が注目される。

(1) 6月14日の出来ごと…博多再建開始。イエズス会に教会建設用地を下付。

この日秀吉は、本陣とした筥崎宮の社頭から船で「半里」隔たった博多に向かい、途中でイエズス会副管区長座乗のフスタ船(洋式小型帆船)に乗り換えて上陸。

町建のための「地割」を自ら指揮しているほか、コエリュが提出した教会の敷地下付願いに対し、「伴天連は好みの場所を取るがよい」と即決したことが知られている。

右の出来ごとのうち、教会の地所については、イエズス会がかつて福岡で所持した会堂の復興を出願したもので、先述した「殿下御座所」との関係からいえば興味深い。

史料の上で確定することは出来ないが、日本イエズス会の「本部機能」について長崎から博多に誘導することが企図された可能性があるように思われる。後掲する18日付覚7条との関係による。

なお同上については、フロイスの記事による。日本側史料では『宗湛日記』6月10日の条に秀吉のフスタ乗船の記事が見えるが、櫛田神社旧蔵の「町割間杖」には、「時天正十五丁亥林鐘中旬四日壬申除博多津町割吉辰　宗湛」の裏書による[17]。

(2) 6月15日の出来ごと…秀吉とコエリュの会見。深堀氏改易。宗義調あて文書発給。

副管区長との会見と、深堀氏改易を伝えるフロイスの記録は次のようである[18]。

> その翌日(6月15日)、すなわち某月曜日の午後、我らは(関白が)宿舎としている寺院内の彼の陣所を訪問した。(中略)(関白は)自分がいる奥(まった部屋)へ我らを呼び入れ、ただちに自分の金の茶碗でお茶を供させた。そして(コエリュ)師とくつろいで歓談しつつ、(伴天連は)すでに何日かここで過ごしており、長崎は遠いことだから、もう帰るがよかろうと言った。(折しも)我らのことを関白に話していた者が、長崎付近には深堀(純賢)と称する大海賊がおり、掠奪を働き、長崎の住民に多大の害を及ぼしていると告げるところがあった。(すると)彼はただちに肥前の国主に書状を送り、(深堀氏)の城を破壊し、人質を徴し、それに類した処置をなすように命じ、当人をば厳罰に処するであろうと伝えた。

①秀吉がコエリュに対し、長崎への帰還をすすめていることが注意される。これより先コエリュは、秀吉の筥崎到着7日前に同地入りを遂げていた。フロイスは「関白殿に命ぜられた」と記しているから、秀吉は日本イエズス会の幹部を博多に招致したことが知られる。

博多に会同を予定した両者の思惑については史料上必ずしも明確でないが、博多基地化構想とのかかわりで言えば、秀吉はコエリュにポルトガル船の博多廻航の「取次」を要求しており、イエズス会に対してポ船の博多入航定着を実現するための伝達役を期待したと思われる。

他方イエズス会の側では、秀吉が天正14年大坂城でコエリュに対して言明していた知行地長崎に関する「保証状」の取得について、筥崎で期待するところがあったと思われる。

故に秀吉がコエリュに対し一見「厚遇」する姿勢を示しながら、この日長崎への「帰還」を促した事実は、九州の征服者秀吉が、イエズス会に対して前年大坂城で与えていた上記の言質に「意思表示」しない旨、同会に対応したこととなる。

秀吉の九州「国割」は逐次進行し、6月下旬に本格化している。すると、秀吉が長崎をイエズス会に「寄進」(所領安堵)する意思の無いことをこの段階で端的に示したこととなろう。

②コエリュとの会談の折、秀吉は長崎近郷の領主深堀氏を「海賊」として即決処分した。深堀氏は龍造寺氏の属将として大村純忠と戦い、長崎を度々攻撃してイエズス会との対立を深めていた。

深堀氏が「海賊」として処断された理由は、深堀領の沖合を通過する諸船から通航料を徴したことにあり、九州平定にあたり「海陸役所停止事」(関所撤廃)を掲げていた秀吉の施政原則と、4月21日肥後八代で秀吉がポルトガル船の使者に下付していた朱印状(ポ船保護)に抵触したためであろう。

地域権力により南蛮船にも適用された中世末期の通航料徴収の慣行は、「官貿易体制」の創出を目指し外国船に対する管轄権の掌握を推進していた秀吉により、ここに「海賊」として処罰されたのである。

関連する日本側史料は、次の通りである[19]。

急度申遣候、如被仰聞筑前・筑後・肥前立置城々外少々屋敷構成共不残可破却候、然者於国々海賊・盗賊無之様被仰付候処肥前国高来郡内深堀事海端在之、不限大唐・南蛮並諸商売船妨成徒者之由聞召候条彼者人質を取置屋敷早々可引崩候、知行事者主ニ可被下候、乍去自今以後無道仕候者可被加御成敗候間右趣龍造寺ニ能々申聞可請取候也

六月十五日　　秀吉朱印（下略）

右から、秀吉は、筑前・筑後・肥前三国に「立置」とする特定の城を除き、「少々の屋敷構」をなす国人規模の居館も破壊（城割）の対象とすることを、本文書宛所の浅野長政・戸田勝隆ら両奉行に命じたこととなる。

肥前国長崎津は、深堀氏らの攻撃に備えて堀などの軍事施設を備えた要塞としての機能を持つ都市であり、同上の防塞施設も当然破壊の対象に含まれることとなろう。

以上により深堀氏は改易処分を通告されることとなるが、この事実は深堀純賢の家老宅に滞在し、長崎とキリシタン大名領を内偵した施薬院全宗には多大な衝撃を与えたことが推測される。全宗は深堀領の要請に応えて同領地の回復に努める一方、長崎・キリシタン関係の諸情報を詳細に把握していた秀吉陣営内の「排耶派」として、以降強烈な巻き返しをはかり、天正禁教令の発布を促進したことが推測される。

(3) 対馬の宗讃岐守義調に対し、秀吉は同日、次の文書を発給している[20]。

今度九州之儀背　勅定凶徒為御成敗令進発悉任覚悟申付暇明候之状何之嶋々不残被仰付候、然処其方父子早速令渡海之条対馬一円如先々宛行畢、全被領知向後可抽忠勤候、次高麗儀被指遣御人数成敗之儀申付候処義調御理申之条先々被指延候、然者国王至日域於参洛者諸篇可為如先規候、若遅滞有之者即時渡海被仰出可被加御誅罰候、其時於彼国一篇知行可被仰付候、早々此返答不可有油断候也

六月十五日　　関白朱印

冒頭部「九州之儀背　勅定凶徒」と、続く「何之嶋々不残被仰付候」の件については、島津氏に対する征戦の大義（関白体制の建前）と、九州全域の支配体制の実現を誇示している。ついで高麗国王の来日と参洛（上洛と参内）について朝鮮国に伝達するよう宗氏に返答を求めている。すなわち博多構想のうち「高麗出兵」について、秀吉はこの日先送りとしたことが知られる。

博多基地化構想については、殿下の御座所（沙汰止み）を含め当初の「具体案」は次第に後退するが、同構想と筥崎で収集した情報や諸情勢を基にして集約された法文が、6月18日付覚として発令される。

三　天正禁教令の発令過程

1　18日付覚11か条

この日秀吉は朱印状覚書を発布し、その一通を伊勢神宮に下した[21]。

覚

一伴天連門徒の儀は其者の可為心次第事
一国郡在所を御扶持ニ被遣候を其知行中の寺庵百姓已下を心さしも無之所押付て給人伴天連門徒可成由申理不尽ニ成候段曲事候事
一其国郡知行の義給人被下候事は当座の儀ニ候、給人ハ替り候といへ共百姓ハ不替者候条、理不尽の儀何かに付て於有之ハ、給人を曲事可被仰出候間可成其意候事
一弐百町二三千貫より上の者伴天連ニ成候ニおいてハ、奉得公儀御意次第成可申候事
一右の知行より下を取候者ハ八宗九宗の儀候間其主一人宛ハ心次第可成事
一伴天連門徒の儀ハ一向宗よりも外ニ申合候由被聞召候、一向宗其国郡ニ寺内ヲ立給人へ年貢を不成、並加賀国一国門徒ニ成候て国主の富樫を追出一向宗の坊主もとへ令知行、其上越前迄取候て天下のさワりに成候儀無其隠候事
一本願寺門徒其坊主天満ニ寺を立させ雖免置候寺内ニ如前々ニは不被仰付候事
一国郡又ハ在所を持候大名其家中の者共伴天連門徒ニ押付成候事ハ、本願寺門徒の寺内を立て候よりも不可然義候間、天下のさワり可成候条其分別無之者ハ可被加御成敗候事
一伴天連門徒心さし次第ニ下々成候義ハ八宗九宗の義候間不苦事
一大唐・南蛮・高麗へ日本仁を売遣候事可為曲事、付日本ニおいて人の売買停止の事
一牛馬を売買ころし食事是又可為曲事事
右の条々堅被停止畢、若違犯の族有之者忽可被処厳科者也
天正十五年六月十八日

同覚については、信仰に関する自由の原則（1、9条）と、領主（給人）による領民に対する信仰の強制禁止（1－3条）、武士身分に対する入信制限（4、5条）、一向一揆に対する弾劾と、大坂天満に移転させた本願寺に対する規制の強化（6－8条）、大唐・高麗・南蛮等諸外国への日本人売渡しと国内における人売買の禁止（10条）、牛馬の屠殺・肉食

禁止(11条)などである。特徴点を摘記すると、以下のようである。

⑴領主による領民に対する信仰の強制禁止を立条していること。

理由について、①知行は「当座」、給人は「替り候」、百姓は「不替者」とし、幕藩体制の支配政策である領主「鉢植」論理を明記している。②「心さしの無之」者への「押付」は、理不尽で「天下のさわり」とし、「本願寺門徒の寺内を立て候より不可然」と明記。加賀国守護の富樫氏を追出した本願寺門徒以上に、不当なこととしている。

右については、秀吉政権が九州のキリシタン大名領において顕著に進行していた集団改宗について「押付」(強制)と判定したことが知られる。

そこで全宗が内偵したと見られる当時の大村領についてフロイスの記録を見ると、次のようである[22]。

> (領主純忠は)領地の人々をすべてキリシタンにし、領地内の四十以上の偶像の寺院を倒して焼き、その跡に同数の教会を建て、彼の領地には一人の異教徒もなく、約七万前後のキリシタンを残した。

大村領における改宗事業は当時の純忠が置かれた危機的状況から、当初周到な配慮のもとに進められたことが知られている。

当時の大名領主は、中世末期の在地領主であり、兵農分離を経た近世領主権に比すべくもないが、一族に対する家父長権のほか、主従制に基づく主人権・家中成敗権、さらには領民に対する裁治権・家産処分権などを保持し領内を強力に統治した。

キリシタン大名は信徒として宣教師の布教活動を支援し寺社を破壊したが、そうした布教のあり方は上から下への「垂直型伝道」となろう。

18日付覚で秀吉は、キリシタン大名領における「押付」の教化方式を禁止したこととなる。

⑵一向一揆・本願寺門徒に対する厳しい条文が、3か条にわたり書き連ねられていることである。特に7条では、天正13年5月縄打して伽藍造営、8月30日和泉貝塚から大坂天満に移転させた本願寺について「寺内ニ如前々ニは不被仰付候」と規定し、旧石山本願寺が保持した防塞施設・自治的特権などを明確に否定している。

すると18日付覚が対象とした伴天連門徒に対しても、教会領長崎について施政上同様の想定がなされたことであろう。それらに関する秀吉政権の思惑については、史料上明確ではないが、「筑前・筑後・肥前立置城」の破却を命じた15日の制令に織り込まれているほか、秀吉「御座所」博多の「城下」に建設を認めた教会堂に、本部機能の誘導が企図された可能性があることを再説しておこう。

⑶日本人の海外への売買と肉食を禁止して、対外貿易と外来習俗のあり方について豊臣政権が管轄権を及ぼそうとしていること。博多基地化構想では、「大唐・南蛮・高麗」船の博多集中が企図されていたが、秀吉は前述したように肥後八代でポルトガル船の使者を引見し5月4日付で来航保障の朱印状を下付していたから、覚書に南蛮船の博多入港を制令しなかったこととなろう。

2　6月19日の秀吉の動向

史料上知られる限り、以下のようである。

秀吉、筑前筥崎の陣営で、神屋宗湛・島井宗室らと早朝茶会。

秀吉、ポ船長・D.モンテイロを引見。モンテイロ、黒船の博多回航を謝絶。

秀吉、夕刻過ぎ、右近の陣屋に第1次上使派遣。棄教を命じ糾問。

秀吉、深夜、小西行長の陣屋でコエリュに対し糾問(第1次使者)。

秀吉、右近の陣屋に第2次上使派遣。使者、右近の茶道の師・千利休。

秀吉、右近の陣屋に第3次上使派遣。改易を通告。

秀吉、コエリュに対し第2次使者派遣。右近の改易を伝達。

⑴ポルトガル船長の黒船廻航謝絶。平戸入港ポ船の博多廻航について、船長は「湾岸の遠浅」を理由として拒絶している。秀吉がポルトガル船の博多「廻航」を望んだ理由については、博多基地化構想の思惑に沿って、同船の入港地を西九州(特に長崎)から北九州(特に殿下御座所の博多港)に誘導することにあろう。

秀吉は拒絶回答に対して船長の申分を受け入れたとされるが、背景として4月21日肥後八代でポ船の使者を引見し、入港地における保護状を発給していた建前があろう。但し、その折にも秀吉は「堺付近の港」をポ側に強く要望していたこと。外国船のうちではポ船の博多入航が「唯一」可能性があり、大陸出兵用の「兵站」拠点造りを目論んでいた秀吉政権内に、一定の「衝撃」が広がったことが推測される。

⑵キリシタン大名の審問。18日付覚書で立条された「上級領主の入信」許可について、同日午後には実施に移されたことが推測される。その結果、主要なキリシタン大名の多くは、秀吉の意向に従い、表面上「棄教」したことが推測されている。

ほか同日夕方、播磨明石城主・高山右近に上使が差し向けられ、3次にわたり審問がなされた。

第1次審問における尋問と回答については、アントニオ・プレネスチーノの書簡(1587年10月1日

付)に詳しい[23]。上使は、キリシタン宗門は「悪魔」の宗教であるが、右近は秀吉配下の有力武将多数を改宗させたこと。高槻・明石の人民をキリシタンとし、社寺を破壊したことを列挙して右近に棄教を命じている。

対する右近の回答は、「予は如何なる方法によっても関白殿下に無礼の振舞をしたことはない。そして予が高槻及び明石の人民をキリシタンにさせたのは、予の手柄である。予は全世界に代えても、キリシタン宗門と己が霊魂の救いを棄てる意志はない」と答え、領地返上を伝えている。

この遣り取りから、同日夕刻の時点で秀吉はキリシタン宗門を「悪魔」(邪法)と解釈する域に到達しているほか、18日付覚には見られない寺社破壊の件が付加されていることが知られる。

ほか右近の「殿下に無礼の振舞をしたことはない」とする回答のうちに自らの所業の「正当性」が主張されており、天正14年5月4日付特許状が含意とされていたものと思われる。ほか所領の人民に対するキリシタン教化については、「霊魂の救済」事業であり、自己の「手柄　tengara」として利休茶の茶道用語を用いて回答している[24]。

右の回答を受けた秀吉は、右近の茶道の師・千利休を第2次上使として右近の陣屋に送り、肥後に封じた佐々成政の与力案を提示し、拒否の場合、宣教師らと同様マカオへの放逐を通告している。

同上の一件については、『混見摘写』[25]に収められた金沢逸話として知られており、要旨「侍の所存は『志操堅固』でなくてはならず、キリシタン信仰を捨てない」と回答している。終局右近は、第3次上使により、改易が通告されている。

(3)イエズス会副管区長への尋問。秀吉はコエリュに使者を送り、第1次審問では①同会の性急な宣教活動を問題とし、「ふつうの方法でない布教手段を講じてはならない」と通告。仏寺で行われているように「屋敷や寺院の中で教えを説く」ことを示達している。ほか、②牛馬屠殺と食肉の不当性、③日本人奴隷の海外移送などについて追及している[26]。

それらに対しコエリュは、①日本人を信仰に導くために「誰一人として強制する者もなく、手もかからず、道理と真理が用いられた」こと。日本人は理性的で、「いとも容易に自分たちの偶像(神仏像)を放棄した」こと。②ポルトガル人の入る港で牛肉は食べるが、五畿内の司祭は日本人の常食に馴染んでいること。③人身売買は、教会が最も廃絶を望んでいたことの一つで、秀吉に各別の厳罰を要望したいと回答している。

ついで同日深夜、コエリュに2度目の使者が来訪。高山右近の改易がコエリュに通告されている。

3　6月19日付定

6月20日早朝、秀吉は諸大名に前日の顛末を告げ、キリシタン宗門を弾劾し、コエリュに対し、前日に続き、使者を送り、寺社破壊の理由について尋問。ついで同日2度目の使者をコエリュに遣わし、追放を令達。十九日付定(朱印状)[27]をカピタンに交付している。

定

一日本ハ神国たる処きりしたん国より邪法を授候儀太以不可然候事

一其国郡の者を近付門徒になし神社仏閣を打破らせ前代未聞候、国郡在所知行等給人に被下候儀は当座の事候、天下よりの御法度を相守諸事可得其意処下々として猥義曲事事

一伴天連其知恵の法を以心さし次第ニ檀那を持候と被思召候へハ如右日域の仏法を相破事曲事候条、伴天連儀日本の地ニハおかせられ間敷候間、今日より廿日の間ニ用意仕可帰国候、其中に下々伴天連に不謂族申懸もの在之ハ曲事たるへき事

一黒船の儀ハ商買の事候間各別候の条年月を経諸事売買いたすへき事

一自今以後仏法のさまたけを不成輩ハ商人の儀ハ不及申いつれにてもきりしたん国より往還くるしからす候条可成其意事

以上

天正十五年六月十九日

1条は定書全体の基礎となる理念を打出した命題的条文で、神国日本へのキリシタン国の「邪法」宣教について、「曲事」(「悪いこと、例えば犯罪など」『邦訳日葡辞書』)と規定する。「神国日本」を掲出した理由については、古代・中世日本の伝統と秀吉政権を正統化する「関白体制」から導出されたものであり、天正14年イエズス会に下付した「特許状」を破棄する上で、天皇・朝廷の排耶法制(永禄12年の綸旨)が採択されたこととなる。

2条は三分される。うち前文では住民改宗と社寺破壊を前代未聞のことと弾劾している。同文の主語について解釈に相違が生ずるが、小文ではキリシタン大名が住民改宗と社寺破壊を施行したことに対する規定と解釈する。

後半の文意は、給人「当座」(鉢植えの原理)、百姓「不替者」(永代土地緊縛の原理)、天下法度の遵守規定などであり、天下人から給人層と民衆に対する「集権的封建制の原理」を法制化したものと理解されてきている[28]。

3条は、難解とされる条文である。前文の「被思召」の主語を天下人秀吉とするか、伴天連とする

かにより文意が相違するためである。フロイスは「被思召」の主語を「天下人」o senhor da Tenca と解釈し、同文を「もし天下人が、キリシタンの意向と意図に従って、司祭たちがその宗派について、先に述べた通りのことを行なうを良しとすれば、それは日本の法を破ることになる」と翻訳している。小文では右の解釈に従う。

その理由については、同条文が18日付覚には見られない規定であること、秀吉が前1・2条の趣旨を受けて従来のキリシタン政策を見直している自敬・自照(自己省察)の表現そのものと言えるからである。すなわち、天正14年秀吉が大坂城でイエズス会に発給した既述の「特許状」を念頭において、その妥当性を自問自答し、同状破棄を制規している文言となろう。

併せて秀吉のこの反芻は、高山右近に対する第1次糾問で、右近が自身のキリシタン信仰と領民の改宗を、秀吉の許可(天正14年「特許状」)を得た「正当」なものと返答したことに対する最終回答と解することが出来よう。

前文末尾の「廿日の間ニ用意仕可帰国候」の「廿日」も難解である。キリシタン教会の教線は九州から畿内近国の各地まで及ぼされており、当時の通信・交通の手段から各地の教会堂に散在する全宣教師の離日までに要する期間として、20日が現実的な日数といえるか、大きな疑問が生ずるためである。

小文では、多分に観念的ながら中世法的な意味と解釈がこめられていたものと推測する。19日付定が、中世日本を基底づけた日本神国・仏国論(1ー3、5条)により組み立てられているからである。そこで中世法を見ていくと、御成敗式目29条の「(訴訟において)奉行人もし緩怠せしめ、むなしく二十ケ日を経ば、庭中においてこれを申すべし」[29]と記している箇所に注目する。おそらく伴天連の日本退去が「廿日」を過ぎた場合、処罰に向けて審問を開始する権力意志の表現と解することが出来よう。

4条は、黒船(南蛮船)に対する来日保証の条文である。邪法のキリシタン宗門と商売の貿易船を区別したこととなる(教商分離の原則)。すなわち伴天連(イエズス会)の日本追放により、それ迄の対南蛮交渉のパイプを失うこととなる秀吉政権が、南蛮船との直接交渉を企図し挿入した条文といえる。

5条は、仏国日本への「協調者」(非侵犯者)への渡航保証の条文で、4条を受けたものといえる。

19日付定の特徴点については、キリシタン大名領における集団改宗と、社寺破壊を最大の問題点としていることである。大村では天正2年(1574)伊佐早の西郷氏と合戦し、戦後、神意を覚知した大村純忠が自領の「キリシタン化」を発意して、領民の悉皆改宗と社寺の破壊を進めている。その結果1万7000人が改宗し、50－60か所の僧院の仏僧がキリシタンになったという。ほか、神社20・寺院42が破却されたことが『大村郷村記』[30]の記述から知られる。

キリシタン大名領で、なぜ集団改宗と社寺破壊がなされたか。時代的な思潮・背景として、宗教改革期に創立され「世界宣教」を目指したイエズス会の至上課題としての「霊魂救済」事業があろう。

日本でも同事業が精力的に推進されたが、キリシタン大名が出現すると、当初の「水平型伝道」に併せ「垂直型伝道」が採用され、世俗の領主が領民の精神生活を一つの宗教に結合する体制が逐次形成されたこととなる。

そのモデルと原理については、同じころヨーロッパで採用された「アウグスブルグの宗教和議」(1555年)方式が推測される。同和議については、カトリックとプロテスタントの和平をめざしたもので、「領邦が属している人に宗教もまた属する」Cuius regio, illius et religioとするものである[31]。

具体的事例をたどると、領主層のうちで最も早くキリシタン宗門に帰依した人物は、肥前平戸松浦家の部将・籠手田安経(洗礼名ドン・アントニオ)で、永禄元年(1558)ガスパル・ヴィレラ司祭の勧めに従い、家族・一門と、領地(度島・生月)の未信者の家臣・農民1500人余をキリシタンとしている。また領内の大小偶像を焼き払っている[32]。

なお大名クラスの改宗では、小文で上述した大村純忠が最初で、永禄6年(1563)のことである。

おわりに

天正禁教令の発令因について小文では、関白体制を基礎とした豊臣政権により、長崎を領有した日本イエズス会と、領民改宗を強力に進めたキリシタン大名の領国「解体」を主要な課題として発令されたものと考える。

その結果長崎は秀吉により収公され、イエズス会士は有馬領に避難し逼塞状態に陥り、日本のキリスト教界は伝来以来最大の危機を迎えた。

しかしながら、以降のキリスト教会(教界)は、「慶長」年間(秀吉政権の晩期から、徳川家康の政権掌握期)、大きな充実期を迎えたことが知られている。

その理由について、天正禁教令の関連事項2点を挙示する。

1、イエズス会内部に、信仰の強制について反省する機運が高められていること。1594年副管区

長ペドロ・ゴメスは、日本人神学生に対し、強制改宗は不当であるとする基本的見解を明らかにしている(33)。

2、「垂直型伝道」が不可能となったことにより、「水平型伝道」が主流となり、宣教の本来のあり方が定着したこと。併せて天正使節が持ち帰った印刷機による「キリシタン版」の刊行と相まって、教義の着実な浸透によるキリシタン伝道が、日本社会に広く「受容」された形跡が認められる。

最後に天正禁教令以降について概見するならば、禁教令で規定された「日本神国」「キリシタン国の邪法」論は、その後の慶長禁教令(慶長18年臘月日付「伴天連追放文」)でも継承され、「日本神仏儒国」「邪法掃攘論」として幕藩制国家で定着(34)。

以降幕末、ついで維新期の日本においても、キリシタン禁制は太政官布告(慶応4年3月)により「邪宗門」として継承されることとなる(35)。

補注

(1) 海老沢有道「切支丹禁因の再吟味」(『切支丹史の研究』新人物往来社、1971年)。

(2) 川村信三「戦国および近世初期日本におけるキリスト教と民衆」『歴史評論第690号』2007年。一向宗(浄土真宗本願寺派)との類似性(一神教的イデオロギー、「共同防衛とサバイバル」の紐帯性)を指摘し、キリシタン禁制を同教会の「一揆性」排除に求めている。

(3) 初期教会の研究については、戦前の「キリシタン・バテレン」史観に始まり、戦後飛躍的に進展した実証主義的研究の諸成果の積み上げがある。それらの上で、21世紀に入り、大航海時代の「光と影」の面に視点が当てられ、従来の「宣教・弾圧」の二項対立図式が、多面的に検討されつつあることを指摘しておきたい。森一弘監修『日本教会の宣教の光と影　キリシタン時代からの宣教の歴史を振り返る』(サンパウロ、2003年)ほか。小文においても、現代の視座に立脚することを目指している。

(4) 関白補任状、山陽新聞社編刊『ねねと木下家文書』1982年、18頁所収写真。秀吉は天正11年従四位下参議、平秀吉。同12年11月22日従四位下権大納言。13年3月10日従三位内大臣、改姓藤原。『公卿補任第三』新訂増補国史大系55、吉川弘文館、1965年、491頁。

(5) 秀吉は天正13年、御伽衆として近侍した軍記作者の大村由己に「任官之事」を執筆させ、自らの出自について祖父を「萩中納言」、自身を「禁中某宮」の御落胤とし、「従孩子奇恠之事多之、如何様非王氏者争得此俊傑乎」と自己の血統の尊貴と奇瑞説を主張している。「任官の事」(『続群書類従第二十輯合戦部』265頁)。

(6) 「お湯殿の上の日記六」永禄8年7月5日の条(『続群書類従補遺三』続群書類従完成会、1975年、514頁)。

(7) 拙稿『織豊政権とキリシタン』岩田書院、2003年、195頁。

(8) Luis Frois.Histria de Japam. Vol.Ⅳ.p.233 .松田毅一・川崎桃太訳注『フロイス日本史1』中央公論社、1977年、211頁。

(9) 『フロイス日本史』同右、222頁。

(10) 同状については、イエズス会が永禄3年(1560)京都に教線を伸ばし、将軍足利義輝から制札文を取得した前例がある。

禁制　　幾利紫旦国僧波阿伝連
一甲乙人等乱入狼藉事
一寄宿事　付、悪口事
一相懸非分課役事
右条々、堅被停止訖、若違犯輩者、速可被処罪科之由、所被仰下也、仍下知如件
永禄三年～　　左衛門尉藤原対馬守平朝臣

以上の制札については、宣教師に対する乱暴・課役を禁ずるもので「居住権」の保障を主旨とする。同法については、その後も、足利義昭、織田信長ら武家君主により継承された。「室町家御内書案」(佐藤進一ほか編『中世法制史料集第二巻』岩波書店、1969年、263頁)。

(11) イエズス会に付与した教会保護法の重層的構造と体制は、織田政権が死闘を繰り返した一向一揆(本願寺)が歴史的に構築していた「大坂並体制」(石山本願寺並の課役免除・徳政の適用除外など)と、一見、類似の特徴をもっている。

(12) (天正14年) 4月10日付毛利右馬頭(輝元)あて覚(『大日本古文書　家わけ毛利家文書三』949、950号)。全文14か条で、3条に「海陸役所停止事」、12条に「高麗御渡海事」が記されている。

(13) 「深堀系図証文記」(中尾正美編『鍋島藩深堀史料集成』深堀史跡保存会、1974年、300頁)。

(14) 高柳光寿ほか編集顧問『新訂寛政重修諸家譜第十八』続群書類従完成会、1965年、178頁。

(15) 『フロイス日本史1』前掲書、309頁

(16) 関係史料の出典については、拙稿『織豊政権とキリシタン』前掲書、233頁を参照されたい。

(17) 「宗湛日記」(『茶道古典全集第六巻』淡交社、1977、227頁)。

(18) 『フロイス日本史1』前掲書、309頁。

(19) 佐賀県立図書館編刊『佐賀県史料集成古文書編四』1959年、381号。

(20) 日下寛編『豊公遺文』博文館、1914年、142頁。

(21) 『御朱印師職古格』、『三方会合文書』、『古文書の写』、神宮文庫蔵写本。本文は写本であり、史実として確定するまで論争が生じている。三鬼清一郎「キリシタン禁令の再検討」(『キリシタン研究第二十三輯』1983年)に詳しい。

(22) 「1588年2月20日フロイス書簡」(『十六・七世紀イエズス会日本報告集第Ⅲ期第7巻』松田毅一監訳、同朋社、1994年、186頁)。

(23) アントニオ・プレネスティーノ書簡。ヨハネス・ラスレス訳『高山右近の研究と史料』六興出版社、1949年、195頁。

(24) 手柄とは、「一物モ不持、胸ノ覚悟一、作分一、手柄一、此三箇条ノ調タルヲ侘数寄ト云々」(「山上宗二記」『茶道古典全集第六巻』前掲書、五二頁)。

(25) 『混見摘写』(国会図書館蔵写本)。

(26) 『フロイス日本史1』前掲書、321頁。

(27) 松浦文書。松浦史料博物館蔵。

(28) 海老沢有道『日本キリシタン史』塙書房、1966年、269頁。

(29) 『中世法制史料集第一巻』前掲書、18頁。

(30) 『郷村記』大村市立史料館蔵。藤野保編『大村郷村記』国書刊行会、全6冊、1982年。

(31) L.J.ロジェほか著監、H.チュヒレほか著、上智大学中世思想研究所編訳『キリスト教史5信仰分裂の時代』講談社、1981年、205頁。

(32) 「1559年11月1日付ガーゴ師書簡」(『十六・七世紀イエズス会日本報告集第Ⅲ期第1巻』前掲書、297頁)。

(33) 井手勝美「日本準管区長Pゴメスの強制改宗権論批判　『神学綱要』第一部・第六十八章」(同氏『キリシタン思想史研究序説』ぺりかん社、1995年、289頁)。

(34) その間、多数の信徒が「隠れ信徒」として渡世することとなるが、露顕時には多数の信徒が処刑された。同上については厳酷な迫害を受忍し、自己の信仰を貫いた大多数「無名」の信徒群となるが、「信教の自由」を訴え、現代日本の価値観に系譜を繋げた黙示的史実の一例となろう。

(35) キリスト教の日本伝来は、ザビエル来日から2010年まで通算「461年」となる。近世国家によるキリシタン禁制の年次については、時期により厳寛の違いがあったが、秀吉の晩年から徳川家康の政権初期(慶長3年〈1598〉－18年〈1613〉)を除き、幕末の慶応3年(1867)まで265年。さらに維新後の明治6年(1873)の高札撤去まで、天正禁教令の時点から通算すると、「271年」となる。実に中世末期から、2010年までほぼ「6割」(58.8%)に相当する年月が禁制施行期であったこととなる。

平戸藩の絵踏みと踏絵の写し

西南学院大学　博物館学芸員
安高　啓明

はじめに

豊臣秀吉による伴天連追放令に端を発したキリスト教禁教の姿勢は、江戸幕府にも引き継がれ、島原・天草の乱以降は、布教はもとより信仰することさえも厳禁とされた。幕府による徹底したキリシタン弾圧のなかでも一貫しておこなわれていたのが「絵踏み」である。絵踏みはキリスト教に関連する図像を領民に踏ませることによって、彼らがキリシタンではないことを証明する手段とされた。

絵踏みの制度は平戸藩でも例外なくおこなわれ、踏絵を長崎奉行所から借りうけて実施していたようである。九州諸藩でも踏絵の借用には差異があったが、本論では、長崎奉行所から借用していた藩のひとつ平戸藩の動向をおっていきたいと思う。そこで、平戸藩が踏絵を借り受ける経緯から、その後の藩の対応を紹介していくこととする。

1　踏絵の借用

九州諸藩のなかには絵踏みをするにあたり、長崎奉行所から踏絵を借りている藩がある。五島や大分における踏絵の借用実態については既述したが（拙稿「五島のキリシタンと禁教政策」、西南学院大学大学院国際文化研究科編『キリスト教の東方伝播とその展開』2010年所収、拙稿「豊後国における絵踏み」『南蛮の鼓動』2010年所収）、平戸もその例外ではなかった。

九州諸藩の踏絵借用実態は、片岡弥吉氏がすでに指摘している通りであり、五島深江、大村、日向延岡、豊後代官は二枚、豊後日出、五島富江、豊後岡藩は一枚を借用している（『踏絵』日本放送出版協会、1969年）。一方、福岡、秋月、柳河、三池、小倉、佐伯、蓮池、佐賀、小城、鹿島、唐津、熊本、宇土、人吉、高鍋、佐土原、飫肥、鹿児島、対州では借用していないとされる。本稿で対象とする平戸藩の指摘もみられ、四枚の借用実態が示されている。

平戸藩が借りた踏絵は「かねの踏絵」、いわゆる真鍮踏絵である。片岡氏は1734（享保19）年「踏絵借用証文」により指摘しているが、1670（寛文10）年には平戸藩から長崎奉行へ踏絵借用の打診がおこなわれている。これまでの絵踏みをおこなっていた経緯や借用していた実態について、「山本甚左衛門聞書」（松浦史料博物館蔵）によれば次のことが記されている。

> 只今ハ隣国方々より絵を借参候、長崎より絵を御借候て御領分を御改被成候儀　公儀むきも能と相聞へ候、能時分絵を借ニ被遣候と存候由被申候

これは長崎奉行河野権右衛門への松浦家側からの口上書となるが、これまで（寛文10年以前）は隣国から絵を借りていたこと。これにかわって長崎奉行所から踏絵を借りて宗門改めを実施した方が、公儀（幕府）からも納得されるということ。都合のよい時期に踏絵を借りにいくことが記されている。

これにあわせて、平戸藩は松浦隆信の時代から絵踏みをおこなっていたことや長崎奉行所からの踏絵の借用を強く申し出ていることもわかる。

> 古壱岐守代より領分中之者ニ踏せ来当肥前守代ニハ弥以頃迄右之絵を踏せ数十年踏来候絵ニて御座候故、殊外古ク罷成候、然者爰元之絵を御借被下候様ニ北条安房守様保田若狭守様へも去年於江戸被申達御老中様も被聞召由ニ御座候

壱岐守（松浦隆信、1591－1637）の時から、領分の者に絵踏みさせてきて、肥前守（松浦鎮信、1622－1703）のときからはこの踏絵をふませて数十年が経過しているため、とても古くなっている。そこで長崎の踏絵を貸してくれるようにと宗門改役である大目付の北条安房守氏長と作事奉行の保田若狭守宗雪にも去年江戸で相談し、この件につ

いては老中も聞くところになったと記している。

前記した北条安房守氏長と保田若狭守宗雪は、宗門改役を兼任した人物である。大目付の北条氏長は1658(万治元)年、作事奉行保田宗雪は1662(寛文2)年に宗門改を兼任している。宗門改役は1640(寛永17)年に大目付井上筑後守政重が就任したことにはじまり、キリシタンや宣教師の詮索、諸藩に対する人別改帳の作成を指示・点検する江戸幕府の役職である。1662年以降、大目付と作事奉行の各一名がこの任にあたることになった。

このように平戸藩の場合は自ら長崎奉行所からの踏絵の貸借を所望しており、江戸で宗門改役や老中にも根回しするなど、強い借用希望をもっていた様子がうかがわれる。これまで、自前の踏絵を使用していたものの古くなってしまったことも要因ではあろうが、福岡藩や熊本藩などが自前で対応していたことと比べると異なる動きをしている。平戸藩は長崎奉行所から踏絵を借用することによって、幕府への恭順と禁教政策を粛々とおこなう姿勢を示したといえる。それは、平戸藩が離島を所有していたことによる潜伏キリシタンの存在、そして結果的に生月島に多数のキリシタンがいたことにかんがみると、長崎奉行所からの踏絵の貸与は、藩にとっては禁教政策を領民に強いていたことを裏付ける格好の手段だったのである。

2　絵踏みの実施

平戸藩での絵踏みは年に二回おこなっていたようである。これについて「郡方仕置帳」(松浦史料博物館蔵)には、次のようにある。

> 御領分中宗門改之儀春夏両度宗門奉行被指廻、踏絵見届紛敷儀無之通相改候様被　仰付候、依而其懸之村々ニおゐて宗門奉行巡廻之時節を考壱人も不出散様可申付候、其節者踏絵之者を一々人別帳に引合人之増減出入等明細に相糺郡代中承届可申達事

領分中(平戸領)で宗門改めは春と夏の二回おこない、これにあたり宗門奉行を派遣し領民に踏絵をふませるのを見届け、不審なことがないか改めるようにと仰せ付けられている。また、その節は担当の村々において宗門奉行が巡回するときを考えて、一人も外出しないように必ず申し付けなければならない。そのときは絵踏みした者を一人残らず人別帳と引き合わせ、人の増減や出入りなど詳細に調べて郡代中まで届けるようにとある。絵踏みは宗門改めと同様に、領内の人別確認のためにおこなっていることがわかる。絵踏みは単に宗門改めとしてではなく、行政手続きを多分にかねていたのである。

絵踏みの実施期間などについて「山本甚左衛門聞書」をみると、次のように具体的に記されていることがわかる。

> 正月より四月中迄七月より十月中迄両度御借被下候様ニと被申候罷成儀御座候者絵を三四枚程御借被下候ハヽ、両手ニ分踏せ申候へハ右之月数ニて踏仕廻せ可申候

正月から四月中までの四ヶ月間と、七月から十月の四ヶ月間に絵踏みを実施するので、二度貸してくれる様に頼んでいる。また、これにあたり踏絵を三四枚貸してくれたならば、二手にわかれて踏ませることができるので、この月数でふませてまわるとある。長崎は市中が正月4日から9日まで、長崎村・浦上村が12日から17日、ほか日見村、茂木村、高浜村などが2月7日から12日までであることと比べると非常に長期間にわたって借用を希望していることになる。それは、平戸領の広さとも関係しており、「山本甚左衛門聞書」によれば次のようにある。

> 肥前守領分ハ壱岐小値賀と申候而難渡之遠島御座候船之往来も自用ニ難罷成候其外島々も多御座候故例年絵を踏せ申候ニも一年中之内八九ヶ月も隙を取申候間(後略)

肥前守(松浦鎮信)の領分は壱岐、(五島)小値賀をふくみ、渡海するのも難儀な離島もある。船の往来も自由のままにしがたい状態である。そのほかの島々も数多くあるので、例年絵踏みしていたけれども一年のうちに8～9ヶ月の時間がかかるとある。平戸藩領が壱岐や五島の一部などに及んでいたことから、絵踏みに相当の時間と手間がかかっていることを苦慮した内容が記されている。これを理由として、長崎奉行に対しても長期間の踏絵の借用を願い出ているのである。

平戸における絵踏みの様子は、「宗門改手鏡」によると、絵踏みするものは、頭にかぶり物をしてはならない。腰をかがめて御辞儀をしないように。足袋をはかず素足で踏ませることといった心得が示されている(佐世保市史編纂委員会編『佐世保の歴史』、2002年)。頭にかぶりものしては人物が特定できないためであり、お辞儀の行為は踏絵(マリアやキリスト)に敬意を示すことになるためであろう。地域によっては足袋をはかせて絵踏みさせているところもあるが、平戸では素足で踏ませることとなっていたのである。

3　踏絵の写し

平戸藩は長崎奉行所から踏絵を借用していたが、ここで借りていたのは真鍮踏絵であった。借用した踏絵は、長崎奉行所に借用書を提出してい

るように、厳戒態勢で管理されていた。ましてや模造品をつくるようでは、岡藩が以前おこした「踏絵鋳造事件」のように厳しく追及されることになる。しかしながら、借り手の領主も踏絵に興味をもっていたようで、松浦静山にいたっては『甲子夜話』のなかでつぎのように述べている。

「ひそかに下司に命じて持ち来らせてみるに、その体楕形にして長さ六寸ばかり、横四寸なるべく、高さ二寸有半なるべし」とあり、藩主であった松浦静山でも秘密裏に家来に命じて持ってこさせていることがわかる。また、形は楕円形であるとか、その寸法も記すほどであり、いかに踏絵は珍奇・珍重なものであったかがわかる。ここで松浦静山がみた真鍮踏絵は、「婦人の子を抱く体」(ピエタ)と「書を講じ群聴の体」(ロザリオの聖母)、「磔罪の体」(十字架上のキリスト)であった。

本図録にも掲載している(21～22頁)『絵版之図』(松浦史料博物館蔵)には、御用絵師片山尚栄による踏絵の写しが収められている。これをみれば、既述してきたように、平戸藩は真鍮踏絵を借用していたことがわかる。また、御用絵師に写させていることは藩公認のもとでおこなわれていたことを示し、これが一体何を意味するのかを考えなければならい。

本資料に描かれている真鍮踏絵の順番は右に掲げたように、①エッケ・ホモ(表)(色付き)、②エッケ・ホモ(裏)(色付き)、③ロザリオの聖母、④エッケ・ホモ(表)、⑤エッケ・ホモ(表)、⑥十字架上のキリスト、⑦ロザリオの聖母(表)、⑧ロザリオの聖母(裏)、⑨ピエタである。これをみると現存する踏絵(東京国立博物館保管)の四種類すべてを写していることがわかる。とりわけ、エッケ・ホモが多いが、それだけエッケ・ホモを借用した機会が多かったといえる。また、⑤と⑥の間に継紙がみられ、二月二十一日付で片山尚栄が次のことを記している。

> 此図二枚之内壱枚先年写指上候図と同様ニ御座候得共少々違候処も有之、且縁ニ丸形模様も無之候ニ付写取申候、尤裏之図寸尺金色等ハ先年写指上候図ニ少シも相違不仕候、以上

「此図二枚」の内一枚は以前写し取り、差し上げた図と同じだが、少し違いもあるようである。また、縁に丸形の模様もなかったので、今回写し取ることにした。当然裏の図の寸法、色味などは以前写し取った図と少しも違いはないと記している。「此図二枚」というのは、次に続く⑥十字架上のキリスト、⑦ロザリオの聖母(表)のことである。表記されている内容にしたがって③と⑦を比べると、⑦ロザリオの聖母には縁に「丸形」がないことがわかる。そこで、現存する5枚の真鍮踏絵「ロザリオの聖母」をみると、このうち1枚だけが縁の周りに「丸形模様」(東博C719)があるのを確認できる。

片山尚栄は平戸藩が借りた真鍮踏絵「ロザリオの聖母」が先年と模様が異なっていることに気づき、今回改めて写しているのである。片山尚栄のいう「丸形模様」は、本人は知る由もないが「ロザリオ」である。珠の途中に区切りのコンタがあり、下方には十字架がある。つまり、踏絵の縁の周囲にそって、ロザリオが配されているのである。片山尚栄は区切りのひとつのコンタも正確に描写しているものの、その位置については誤写している。真鍮踏絵「ロザリオの聖母」は十字架下のコンタを含めて左右13個目に区切りのコンタはあるが、片山尚栄筆「ロザリオの聖母」は左右17個目にある。次の区切りは真鍮踏絵が11個目、片山尚栄筆では16個目となっている。全体のコンタの数は、真鍮踏絵が57個、片山尚栄筆が80個となっており、異なっている。おそらく、片山尚栄はロザリオのことを理解していなかったために誤写が生じたものと思われる。

片山尚栄の筆記は⑧ロザリオの聖母(裏)・⑨ピエタの間にもみられる。

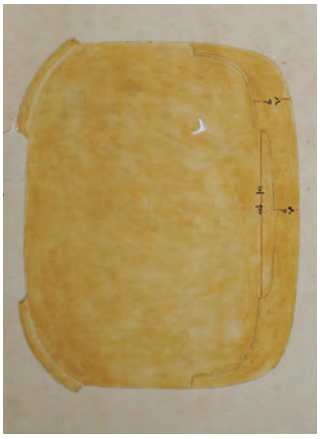
> 当年之絵板之内壱枚模様先年写取指上候図と相替居候ニ付、別紙写取差上申候、尤金色并格好寸尺等ハ先年指上候図と相違無御座候、以上

今年の絵板のうち1枚は模様が以前に写し取り差上げた図と替わっていたので、別紙に写し取って差し上げます。もっとも金色や格好、寸法などは以前差上げた図と相違がありませんと記している。この文章のあとにある⑨ピエタは、本資料には掲載のない真鍮踏絵である。そのため、新しい模様の踏絵として今回写し取っているのである。この末文には未十月廿一日と記されているが、この未年は1835(天保6)年、もしくは1847(弘化4)年であろうが、いずれも片山尚栄が1832(天保3)年に江戸稽古から戻ったあとの描写となる。

このように記載されている内容をみれば、平戸藩は記録として踏絵を写し取っていることがわかる。絵についても法量をとり、裏面のスケッチや色などを含めて書き留めている。片山尚栄はこれらの写を「差上」(「指上」)としている。とすれば、誰かに依頼されて、作業にあたっていることは明白である。藩主静山が「ひそかに」持ってこらせていたように、厳重に管理されていた踏絵を描写できたのは、藩の宗門改役などがこれに関与していたためと思われる。長崎奉行所から貸し出されていた踏絵を正確に記録しようとしていた平戸藩の様子がこの資料からわかる。



①エッケ・ホモ(表)(色付き)



②エッケ・ホモ(裏)(色付き)



③ロザリオの聖母



④エッケ・ホモ(表)



⑤エッケ・ホモ(表)



⑥十字架上のキリスト



⑦ロザリオの聖母(表)



⑧ロザリオの聖母(裏)



⑨ピエタ

なお、先の継紙は2月21日、後のものは10月21日とあることから、同年の春・夏2回の絵踏みの際に借り受けた踏絵の写しである。長崎奉行が各藩に貸し出す踏絵の種類は、真鍮踏絵20枚のなかで特に決まっていなかったことがわかる。

おわりに

平戸藩は長崎奉行所から踏絵を借りていた藩のひとつである。旧来、隣国から借りたり、自領の踏絵を使用して宗門改めを実施していたものの、踏絵が古くなったことなどを理由に、長崎奉行所からの借用を強く願い出ている。踏絵借用にあたっては、幕府当局への働きかけをしており、踏絵の借用を許可されるのも時間と手間、政治的裁量をともなうものであった。

ここまでしたのも公儀のもと、絵踏みをしているという平戸藩にとっての公儀恭順を求めた結果といえよう。長崎奉行所にとっても踏絵の貸借を通じて威光を示すこととなり、双方に利が一致したということになる。また、松浦家が踏絵の借用に動いた1670(寛文10)年は、長崎で真鍮踏絵がつくられた翌年にあたり、これをうけての平戸藩の借用願だったと位置付けられる。

これらの動きは外様大名であった松浦家にとって幕閣における評価を上げることにつながったものと思われる。徳川綱吉治世下には松浦鎮信、棟は厚遇され、とりわけ棟は外様大名でありながら1691(元禄4)年、寺社奉行に就任している。

これら踏絵は時に権力の道具とされ、領民にとっては慣習儀礼化のもと粛々と絵踏みがおこなわれた。潜伏キリシタンにとっては苦痛極まりない行事だったであろうが、絵踏みが厳重な管理だった故に、多くの人の興味関心を高める結果となった。静山の『甲子夜話』の表現はそれを如実に表現している。また、藩の御用絵師である片山尚栄に踏絵を描写させ、模様が替わった踏絵が到着したらそのつど、写していることは藩側としてもアーカイブズのようなものを作成し始めたためと思われる。片山尚栄は、1844(弘化元)年に大小姓に就任し、藩主や各役人の取次ぎ役をおこなっている。こうしたなかで、踏絵の写を作成することになり、今日、松浦史料博物館に『絵版之図』が残ったものと思われる。

謝　辞

本展覧会開催ならびに図録編集にあたり、ご指導いただきました関係各位に深く感謝の意を表します。

（個人）
石田　憲治
井東　敏子
梶嶋　政司
勝盛　典子
木村　直樹
久家　孝史
合田　晃一
清水　紘一
中園　成生
山田　　寛
吉田　弘子

（団体）
京都大学附属図書館
京都大学総合博物館
九州大学附属図書館付設記録資料館
神戸市立博物館
神戸大学海事科学部海事博物館
東京大学史料編纂所
東京大学総合図書館
平戸市生月町博物館島の館
船の科学館・海と船の博物館ネットワーク
松浦史料博物館

（五十音順、敬称略）

講 演 会

◎第８回特別展関連公開講演会

期　日　2010年11月6日（土）
時　間　14：00 ～ 16：00
会　場　大学博物館（ドージャー記念館）２階講堂
講　師　清水紘一氏
（中央大学文学部元教授・中央大学人文科学研究所客員研究員）
演　題　博多と秀吉の天正禁教令をめぐって

■海を渡ったキリスト教―東西信仰の諸相―出品目録

Ⅰ．海路を通じて～外国船がもたらしたもの

番号	資料名		数量	時代	所蔵先	備考
1	ポルトガル船模型	Model of the Portuguese ship	1		松浦史料博物館	
2	地球全図	World map	1	1792(寛政4)年	京都大学附属図書館	
3	日本国全図	Map of Japan	1	江戸時代	京都大学附属図書館	
4	福岡城下町・博多・近隣古図	Old map of castle town in Fukuoka and Hakata	1	1812(文化9)年	九州大学附属図書館付設記録資料館	
5	望遠鏡　森仁左衛門作製	Telescope made by Mori Jinnzaemon	1	1716-1735年	神戸大学海事博物館	

Ⅱ．日本のキリスト教

1．伝来と受容

6	聖フランシスコ・ザビエル肖像(複製)	Portrait of St. Francisco Xavier (REPLICA)	1		神戸市立博物館	原品:国指定重要文化財
7	マリア十五玄義(複製)	The 15 Mysteries of the Rosary (REPLICA)	1		京都大学総合博物館	原品:国指定重要文化財
8	救世主像	Statue of the Saviour	1	1597年	東京大学総合図書館	
9	都の南蛮寺図(複製)	Picture of Namban temple in Kyoto (REPLICA)	1		神戸市立博物館	

2．禁教の世

10	キリシタン禁制定書	Document of the law banning Christianity	1	1587(天正15)年	松浦史料博物館	長崎県指定文化財
11	切支丹退治物語	History of banning Christianity	1	1665(寛文5)年	京都大学附属図書館	
12	キリシタン制札	Proclamation banning Christianity	1	1711(正徳元)年	西南学院大学博物館	
13	シーボルト「NIPPON」	Siebold「NIPPON」	1		西南学院大学図書館	
14	絵版之図	Image of Fumie	1	19世紀	松浦史料博物館	
15	耶蘇宗門改木札	Plate with investigation of apostates	1	1866(慶応2)年	東京大学史料編纂所	

3．苦行と信仰

16	マリア観音像	Mary Kannon	1	17～18世紀	西南学院大学博物館	
17	教会暦	Church's calender	1	1867年	清水紘一氏	
18	こんびるまさんのさがらめんとの事	Christian doctrine	1	19世紀	清水紘一氏	
19	日繰	Counting the days	1	1868年	清水紘一氏	
20	十字架片	Shard of Cross	1	19世紀	清水紘一氏	
21	袋	Pouch	1	19世紀	清水紘一氏	
22	お掛け絵「受胎告知」	Hanging scroll "The Annunciation"	1		生月島の館	
23	お掛け絵「天使に囲まれた聖母子」	Hanging scroll "The Virgin Mary and the Infant Jesus Surrounded by Angels"	1	20世紀	生月島の館	
24	お掛け絵「ロザリオの聖母」	Hanging scroll "Rosary of the Virgin Mary "	1	20世紀	生月島の館	
25	ザビエルのメダイ	Medallion of Francisco Xavier	1	16～17世紀	生月島の館	
26	聖母子彩色メダイ	Coloring medallion of the Virgin Mary and the Child	1	16～17世紀	生月島の館	
27	聖龕(十字架プレート)	Christian shrine with Cross	1	16～17世紀	生月島の館	

Ⅲ．非西欧圏のキリスト教

28	景教僧文青磁壷	Porcelain of Keikyo priest	1	13世紀	西南学院大学博物館	
29	聖フランシスコ・ザビエル像	Statue of St. Francisco Xavier	1	18-19世紀	西南学院大学博物館	
30	聖母マリア「無原罪の宿り」	The Virgin Mary "The immaculate Conception"	1	18世紀	西南学院大学博物館	
31	聖母マリア	The Virgin Mary	1	19世紀	西南学院大学博物館	
32	聖母マリア	The Virgin Mary	1	19世紀	西南学院大学博物館	
33	聖イシドロ画	Image of St. Isidoro	1	19世紀	西南学院大学博物館	
34	聖パスカリス祈祷画	The Prayer Image of St. Pascal	1	1927年	西南学院大学博物館	
35	聖ペテロと聖パウロ	St. Peter and St. Paul	1	19世紀	西南学院大学博物館	
36	イコン	Icon	1	19-20世紀	西南学院大学博物館	

Ⅳ．現存するキリシタン書物

37	けれんとの御おしえのれやく	Christian Note	1	19世紀	清水紘一氏	
38	御おしゑのりやく	Christian Note	1	19世紀	清水紘一氏	
39	たつときものがたりの事。 天地のはじまること	Christian Note	1	19世紀	清水紘一氏	
40	山川市五郎メモ帳	Christian Note	1	1868(慶応4)年	清水紘一氏	
41	あさのもうしあけ	Christian Note	1	19世紀	清水紘一氏	
42	御十字架之道行	Christian Note	1	1868(慶応4)年	清水紘一氏	
43	がらさの心	Christian Note	1	19世紀	清水紘一氏	
44	さからめんと事	Christian Note	1	19世紀	清水紘一氏	
45	日繰	Christian Note	1	1868(慶応4)年	清水紘一氏	
46	けれんど	Christian Note	1	19世紀	清水紘一氏	
47	十かい	Christian Note	1	19世紀	清水紘一氏	
48	御みさのおらしよ	Christian Note	1	19世紀	清水紘一氏	
49	御くるすの道行	Christian Note	1	1868(慶応4)年	清水紘一氏	
50	八ツのおらしよの事	Christian Note	1	19世紀	清水紘一氏	
51	聖教日課	Christian Note	1	1868(慶応4)年	清水紘一氏	
52	びんせいの事	Christian Note	1	1868(慶応4)年	清水紘一氏	
53	こんちりさん之事。こんぴさん之事。つみとが之いづみ之事。天にましますの事。さいごのすすめ之事	Christian Note	1	19世紀	清水紘一氏	
54	拾七ヶ之事	Christian Note	1	19世紀	清水紘一氏	

西南学院大学博物館　2010年秋季特別展

開館5周年記念特別展
海を渡ったキリスト教 −東西信仰の諸相−

編　　集　安高啓明
英文翻訳　中松沙織
編集･翻訳補助　貞清世里、早瀬遼子、平川知佳
　中尾祐太、小林史奈
発　　行　西南学院大学博物館
　〒814−8511　福岡市早良区西新3丁目13番1号
　電話092−823−4785
発 行 日　2010（平成22）年11月2日
印　　刷　株式会社 インテックス福岡



西南学院大学博物館

SEINAN GAKUIN UNIVERSITY MUSEUM

URL www.seinan-gu.ac.jp/museum/

西南学院大学